

# あだちの特別区税

令和元年度版

「特別区民税」  
平成30年度 「軽自動車税」 実績概要  
「特別区たばこ税」



令和元年9月

足立区

# 目 次

特別区税の概要	1
1 歳入に占める特別区税の割合	1
2 歳入に占める特別区税の推移（決算額）	2
各税の実績	3
1 特別区民税	3
（1）合計収納額・合計収納率の推移	3
（2）合計収納額・合計収納率の23区比較	4
（3）納税義務者数の推移	5
（4）課税標準額段階別納税義務者数	6
（5）非課税者数	7
（6）ふるさと納税による調定額への影響（寄附金控除額）	9
2 軽自動車税	10
（1）徴収実績の推移	10
（2）調定額・収納額（現年度分）の23区比較	11
（3）種類別決算台数の推移	12
3 特別区たばこ税	13
（1）特別区たばこ税収納額の23区比較（現年度分）	13
（2）特別区たばこ税の売渡本数・収納額の推移（現年度分）	13
収納率向上・適正課税に向けた取組み	14
1 景気回復期におけるさらなる徴収強化の取組み	14
（1）換価性の高い差押の強化	14
（2）区外転出した滞納者に対する調査	14
（3）特別徴収滞納案件の積極的な処分	14

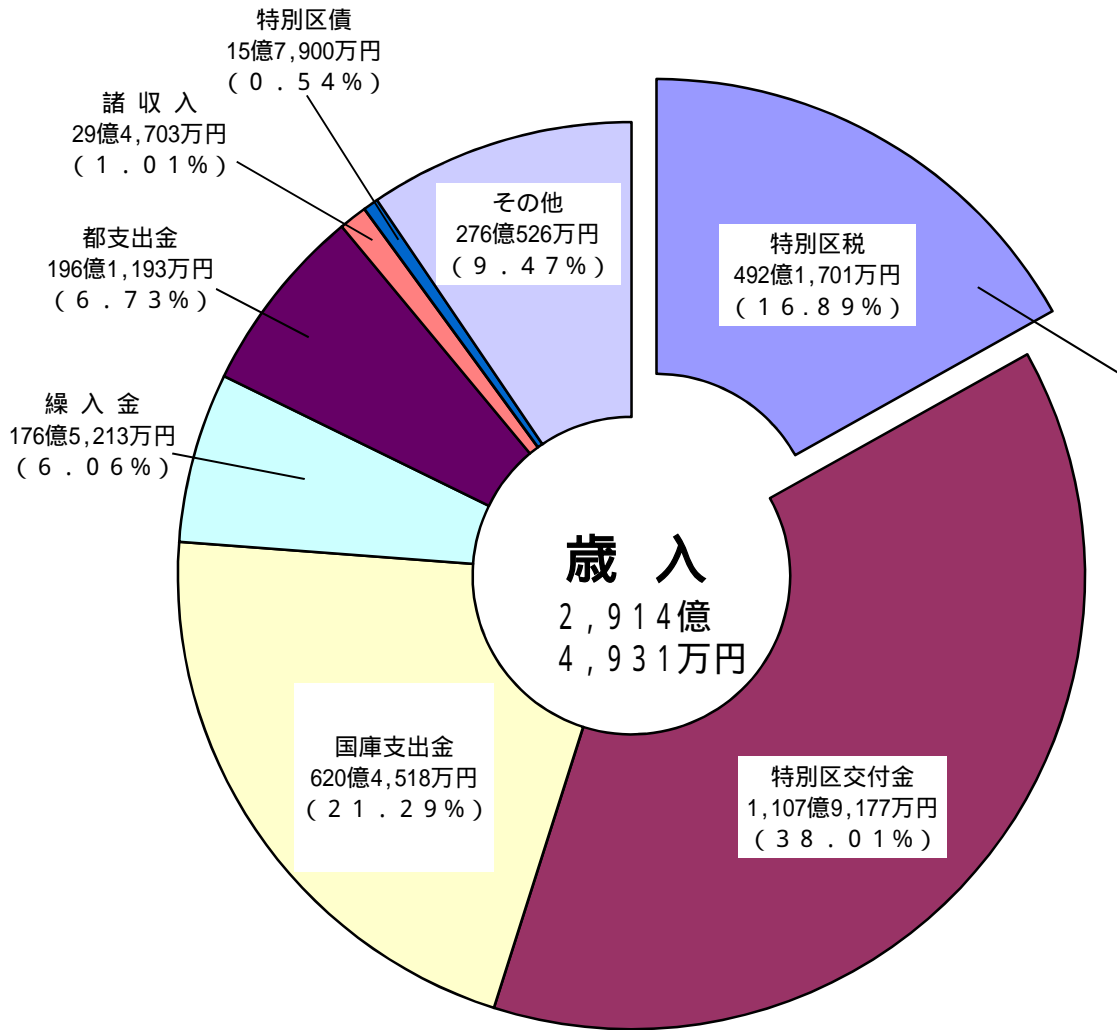
( 4 ) 納付案内センターの活用 .....	14
( 5 ) 休日相談の強化 .....	14
( 6 ) 納期内納税勧奨や利便性の高い納付方法の周知 .....	15
( 7 ) 滞納整理ノウハウ蓄積のための職員研修の実施等 .....	15
( 8 ) 個人都民税徴収対策会議による「オール東京滞納STOP強化月間」 の取組み .....	15
2 平成30年度特別区民税・軽自動車税の収納率及び差押の状況 .....	15
( 1 ) 平成30年度特別区民税・軽自動車税滞納整理実績表 .....	16
( 2 ) 特別区民税・都民税滞納処分の状況 .....	18
ア 差押等の状況 .....	18
イ 公売の状況 .....	18
ウ 交付要求の状況 .....	19
( 3 ) 公金徴収嘱託員による徴収額等の推移 .....	19
( 4 ) 納付案内センターの稼働状況 .....	19
( 5 ) 徴収方法別収納状況 .....	20
( 6 ) 口座振替による特別区民税（普通徴収）収納額等の推移 .....	21
( 7 ) 東京都主税局への徴取引継の状況 .....	21
3 検税（未申告や扶養などの調査・更正等）の取組み及び結果 .....	22
( 1 ) 検税期間 .....	22
( 2 ) 扶養調査 .....	22
( 3 ) 法定調書（報酬・配当・給与）に係る調査及び更正 .....	22
( 4 ) 事業所への給与支払報告書の調査 .....	22
( 5 ) 住所不明な確定申告書及び給与支払報告書の調査 .....	22
( 6 ) 再裁定年金に係る調査及び更正 .....	22
( 7 ) 給与特別徴収異動届調査 .....	22
( 8 ) 事業所課税不明申告書調査 .....	22

資 料 編	23
1 主な税金の種類	23
2 特別区税の納付について（足立区に納める税）	24
3 特別区税の税率・税額	25
（1）特別区民税	25
（2）軽自動車税	25
（3）特別区たばこ税	26
4 平成30年度特別区税の賦課徴収に要する経費等	27
5 税証明書発行状況	28
（1）税証明書年度別発行件数	28
（2）課税課・区民事務所別税証明書発行件数	28
6 特別区民税・都民税の納付書等送付用封筒の広告収入	29
7 「あだち広報」掲載実績	30
（1）課税課	30
（2）納税課	31
8 平成30年度施行の税制の改正点	32
9 課税課・納税課の組織と事務分掌	33

## 特別区税の概要

### 1 歳入に占める特別区税の割合

平成30年度一般会計 決算



平成30年度の決算における特別区税は下記のとおり

決算額: 492億1,701万円

全体に占める割合: 約16.89%

特別区税について、平成30年度決算額と平成29年度決算額を比較すると、約12億9,000万円増となった(2.69%増)。

平成30年度特別区税の増収要因は、特別区民税の納税義務者数の増が主な要因である(7,687人増)。

## 2 歳入に占める特別区税の推移（決算額）

（単位：千円，％）

区分	歳入科目	自主 財源	依存 財源	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	30年度 構成比
一 般 財 源	特別区税			45,299,469	46,467,405	47,203,112	47,924,343	49,217,015	16.89
	地方譲与税			987,532	1,032,107	1,000,762	996,628	1,012,644	0.35
	利子割交付金			679,029	587,079	163,499	175,244	187,246	0.06
	地方消費税交付金			8,637,810	15,434,511	13,650,040	13,664,189	11,657,256	4.00
	ゴルフ場利用税交付金			2,264	2,437	2,365	2,358	2,264	0.00 (0.0008)
	自動車取得税交付金			329,605	464,334	456,231	572,632	604,728	0.21
	地方特例交付金			544,087	540,565	551,073	554,482	633,872	0.22
	特別区(財政調整)交付金			101,926,107	101,781,655	103,665,811	100,404,438	110,791,773	38.01
	交通安全対策特別交付金			77,502	84,275	80,339	75,914	70,675	0.02
	配当割交付金			857,284	707,556	534,171	722,391	624,295	0.21
	株式等譲渡所得割交付金			721,306	698,310	311,454	725,227	510,358	0.18
	計			160,061,995	167,800,234	167,618,857	165,817,846	175,312,126	60.15
特 定 財 源	分担金・負担金			3,433,856	3,463,457	3,516,438	3,656,845	3,815,991	1.31
	使用料・手数料			4,107,484	4,149,849	4,216,591	4,173,356	4,162,208	1.43
	国庫支出金			59,075,087	62,353,182	64,867,037	64,544,843	62,045,178	21.29
	都支出金			16,872,453	19,403,661	19,101,916	20,106,569	19,611,934	6.73
	財産収入			808,645	1,000,616	1,021,672	630,765	653,968	0.22
	寄付金			23,252	114,854	87,918	39,477	28,964	0.01
	繰入金			10,313,173	9,532,528	17,991,398	11,568,758	17,652,126	6.06
	繰越金			4,830,194	3,503,008	4,349,702	4,142,699	3,640,789	1.25
	諸収入			10,684,641	8,296,591	2,844,517	2,993,620	2,947,030	1.01
	特別区債			1,992,000	2,014,000	1,980,000	1,989,000	1,579,000	0.54
		計			112,140,785	113,831,746	119,977,189	113,845,932	116,137,188
<b>歳入合計</b>				<b>272,202,780</b>	<b>281,631,980</b>	<b>287,596,046</b>	<b>279,663,778</b>	<b>291,449,314</b>	<b>100.00</b>

(注) 一般財源と特定財源の違いは、その用途が特定されているかどうかによるものである。

構成比は原則小数第3位を四捨五入。

合計	自主財源	79,500,714	76,528,308	81,231,348	75,129,863	82,118,091	28.18
	依存財源	192,702,066	205,103,672	206,364,698	204,533,915	209,331,223	71.82

(注) 自主財源・・・区が自らの権能に基づいて、自主的に調達できる財源。

依存財源・・・国・都等にその調達を依存しなければならない財源。

【 各税の実績】

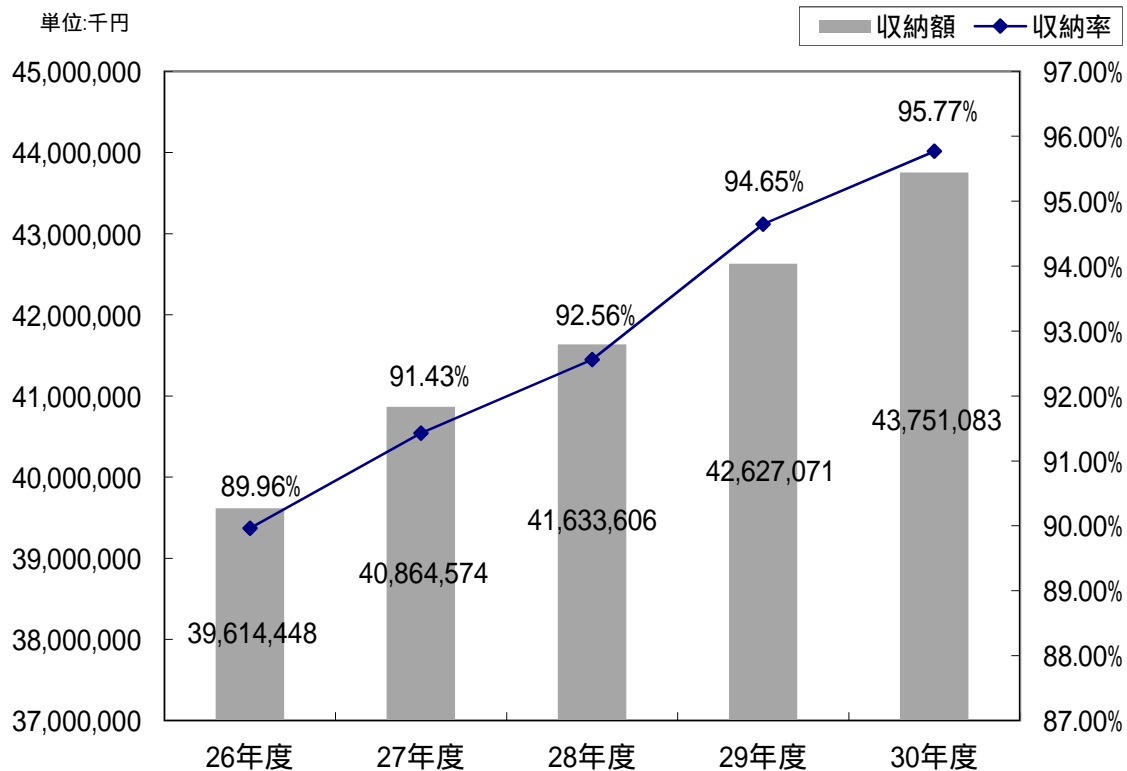
1 特別区民税

各税の実績

1 特別区民税

( 1 ) 合計収納額・合計収納率の推移

(単位:千円 各年度5月末現在)

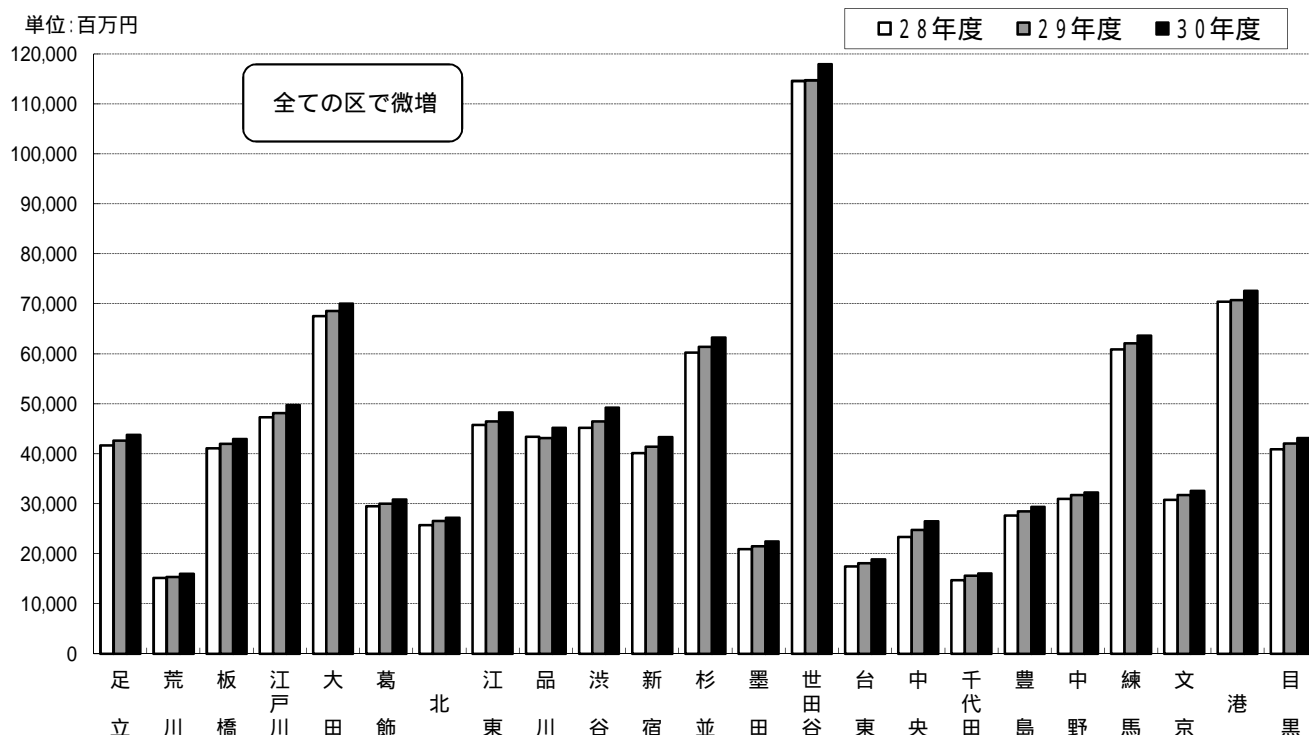


年度	内訳	調定額	収納額	収納率
26	現年分	39,682,086	38,397,835	96.76%
	滞納繰越分	4,352,764	1,216,613	27.95%
	合計	44,034,850	39,614,448	89.96%
27	現年分	40,832,185	39,727,683	97.30%
	滞納繰越分	3,864,055	1,136,891	29.42%
	合計	44,696,240	40,864,574	91.43%
28	現年分	41,693,961	40,626,484	97.44%
	滞納繰越分	3,285,761	1,007,122	30.65%
	合計	44,979,722	41,633,606	92.56%
29	現年分	42,829,025	41,886,946	97.80%
	滞納繰越分	2,209,190	740,125	33.50%
	合計	45,038,215	42,627,071	94.65%
30	現年分	43,885,209	42,954,187	97.88%
	滞納繰越分	1,799,121	796,896	44.29%
	合計	45,684,330	43,751,083	95.77%
30年度 - 29年度(合計比)		646,115	1,124,012	1.12P

(注) 表は表示単位未満での四捨五入を行っているため、表内計算数値が合致しない部分がある。

(2) 合計収納額・合計収納率の23区比較

年度別 特別区民税収納額の23区比較表



調定額と収納額の推移

(単位:千円, %)

区名	28年度			29年度			30年度		
	調定額	収納額	収納率	調定額	収納額	収納率	調定額	収納額	収納率
足立	44,979,722	41,633,606	92.56	45,038,215	42,627,071	94.65	45,684,330	43,751,083	95.77
荒川	16,123,043	15,165,191	94.06	16,240,599	15,334,040	94.42	16,746,378	15,981,674	95.43
板橋	43,284,569	41,090,662	94.93	43,696,155	41,946,478	96.00	44,345,171	42,910,142	96.76
江戸川	49,095,343	47,282,782	96.31	49,289,834	48,128,291	97.64	50,445,402	49,748,173	98.62
大田	69,211,505	67,549,833	97.60	69,754,481	68,535,207	98.25	71,093,265	70,031,156	98.51
葛飾	31,278,623	29,461,575	94.19	31,663,757	29,968,203	94.65	32,380,504	30,837,513	95.23
北	26,549,580	25,701,881	96.81	27,280,606	26,529,191	97.25	27,799,203	27,155,154	97.68
江東	46,641,466	45,746,209	98.08	47,187,629	46,432,172	98.40	48,978,493	48,253,732	98.52
品川	43,963,452	43,357,945	98.62	43,569,017	43,123,219	98.98	45,653,412	45,188,174	98.98
渋谷	46,608,799	45,191,457	96.96	47,698,517	46,435,476	97.35	50,426,461	49,232,345	97.63
新宿	41,926,150	40,107,214	95.66	42,971,099	41,375,868	96.29	44,823,447	43,347,504	96.71
杉並	62,970,587	60,256,433	95.69	63,912,152	61,405,586	96.08	65,557,510	63,217,156	96.43
墨田	21,496,981	20,897,467	97.21	21,945,489	21,453,307	97.76	22,848,212	22,428,961	98.17
世田谷	120,130,707	114,626,040	95.42	119,654,049	114,765,146	95.91	121,755,937	117,953,934	96.88
台東	18,106,004	17,436,002	96.30	18,725,745	18,073,147	96.51	19,511,050	18,859,125	96.66
中央	24,623,084	23,307,041	94.66	25,960,814	24,731,369	95.26	27,591,795	26,504,676	96.06
千代田	15,039,283	14,700,955	97.75	15,883,447	15,557,665	97.95	16,387,852	16,065,765	98.03
豊島	28,865,463	27,655,302	95.81	29,517,247	28,447,064	96.37	30,439,363	29,355,472	96.44
中野	32,889,131	30,959,734	94.13	33,298,749	31,737,138	95.31	33,627,135	32,261,553	95.94
練馬	63,765,361	60,903,230	95.51	64,310,504	62,062,402	96.50	65,250,907	63,604,624	97.48
文京	31,174,443	30,780,467	98.74	32,034,042	31,732,656	99.06	32,792,367	32,533,787	99.21
港	73,558,970	70,416,793	95.73	73,234,859	70,765,132	96.63	74,890,376	72,589,292	96.93
目黒	42,441,283	40,901,768	96.37	43,393,373	42,010,070	96.81	44,341,900	43,126,682	97.26
計	994,723,549	955,129,587	96.02	1,006,260,379	973,175,898	96.71	1,033,370,470	1,004,937,677	97.25

(注) 調定額と収納額は、現年度分・過年度分・滞納繰越分を含む。

(注) 区名は五十音順。

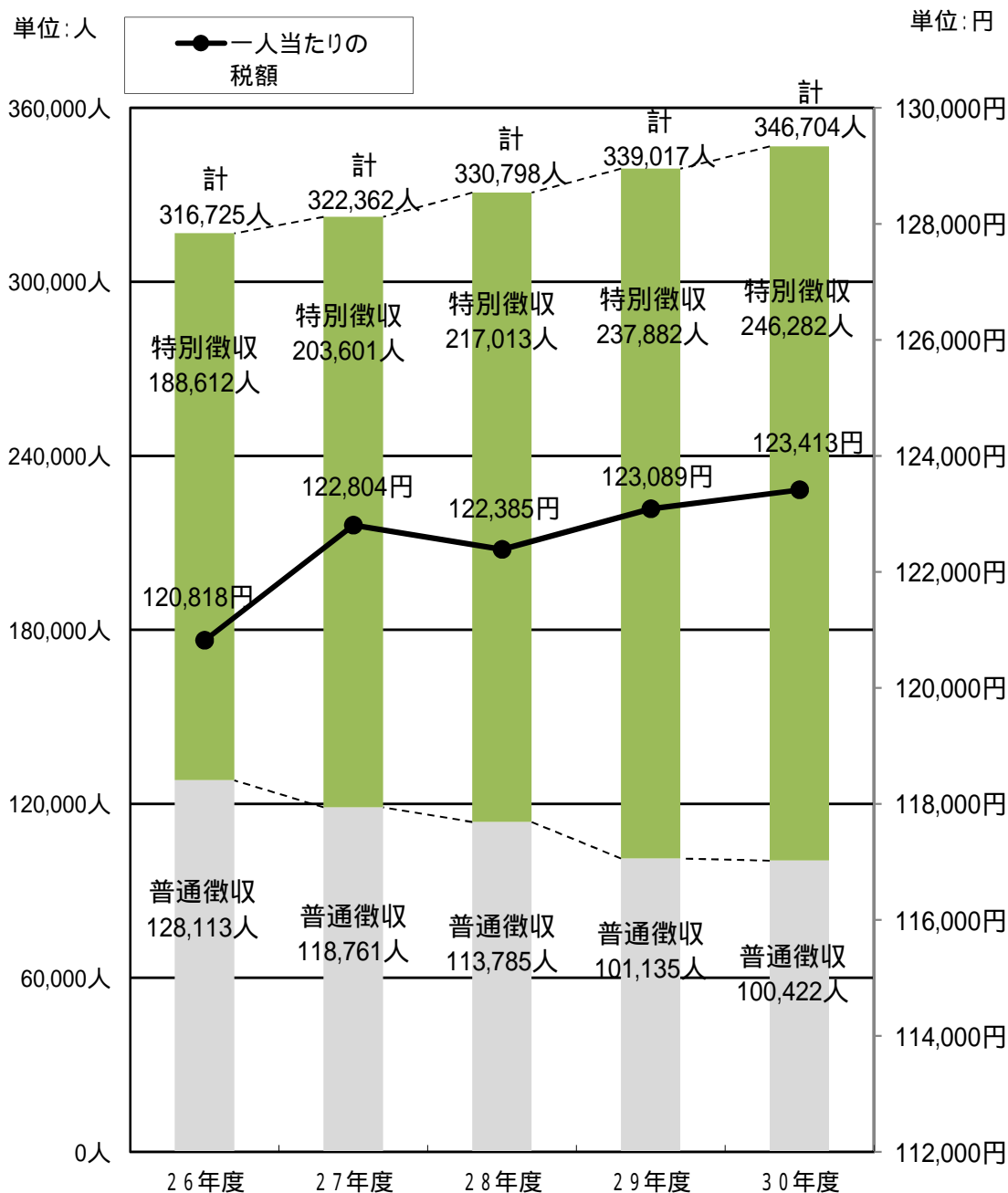


【 各税の実績】  
1 特別区民税

( 3 ) 納税義務者数の推移

納税義務者数は346,704人で、前年と比べて7,687人の増加となった。

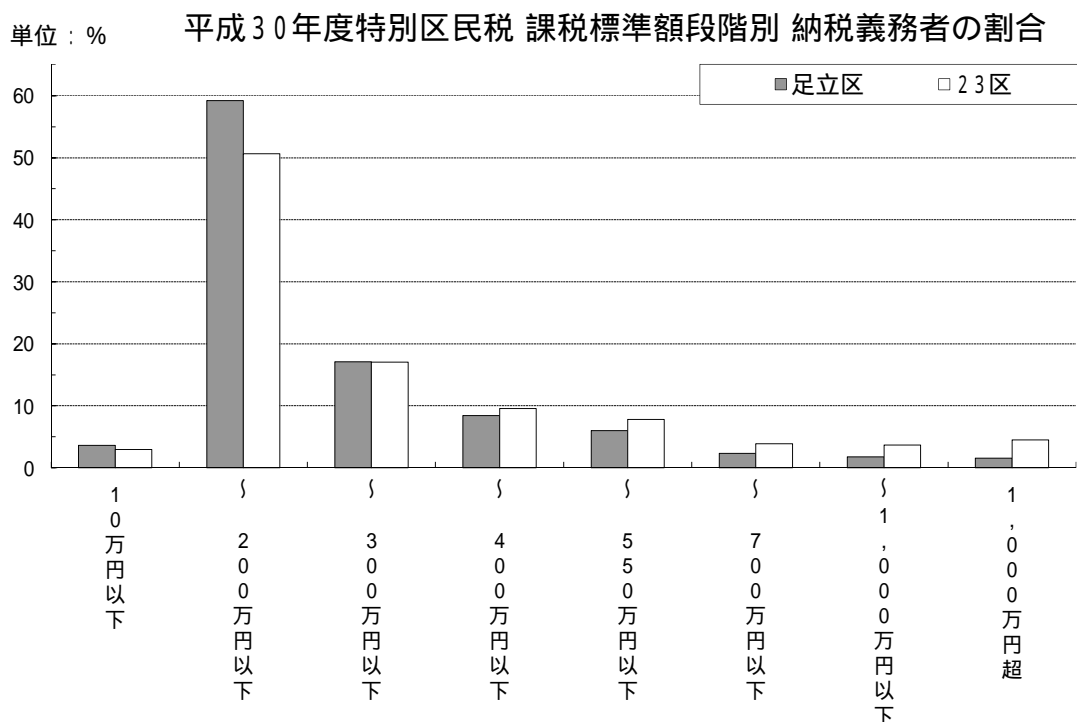
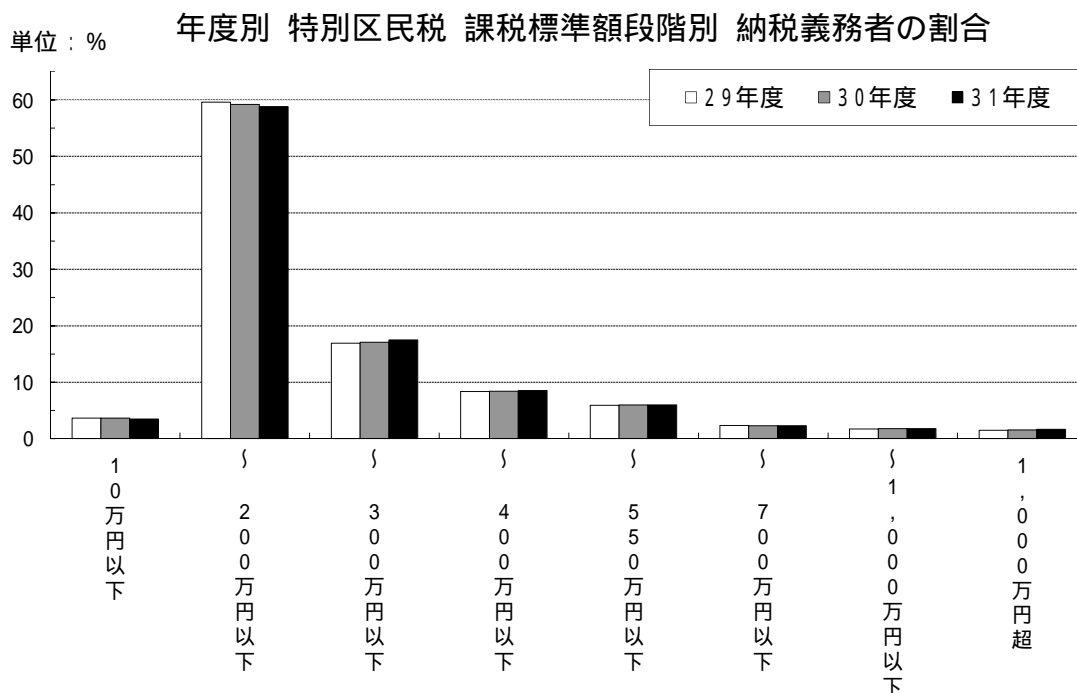
特別区民税納税義務者数の推移と一人当たりの税額



区 分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
納税義務者	普通徴収	128,113人	118,761人	113,785人	101,135人	100,422人
	特別徴収	188,612人	203,601人	217,013人	237,882人	246,282人
	計	316,725人	322,362人	330,798人	339,017人	346,704人
一人当たりの税額	120,818円	122,804円	122,385円	123,089円	123,413円	

(注) 一人当たりの税額は、現年度分決算額を納税義務者数で除して算出している。

(4) 課税標準額段階別納税義務者数(課税状況等の調より)

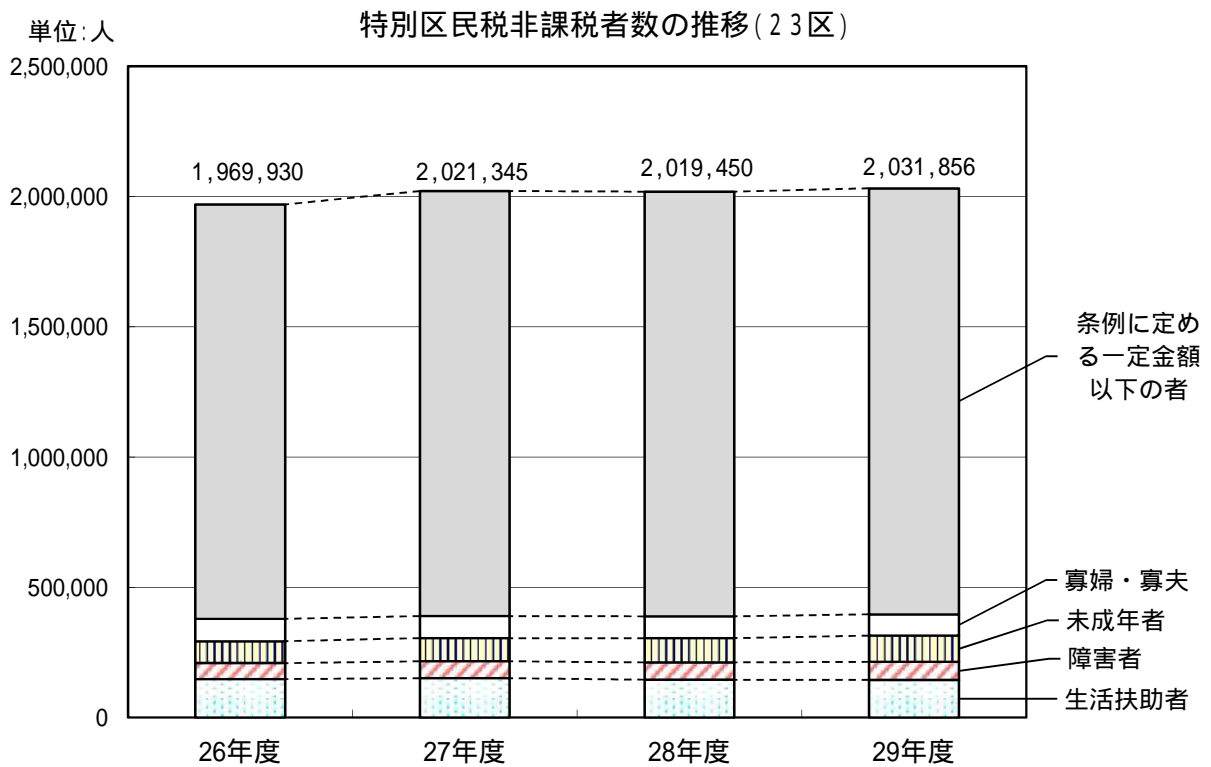
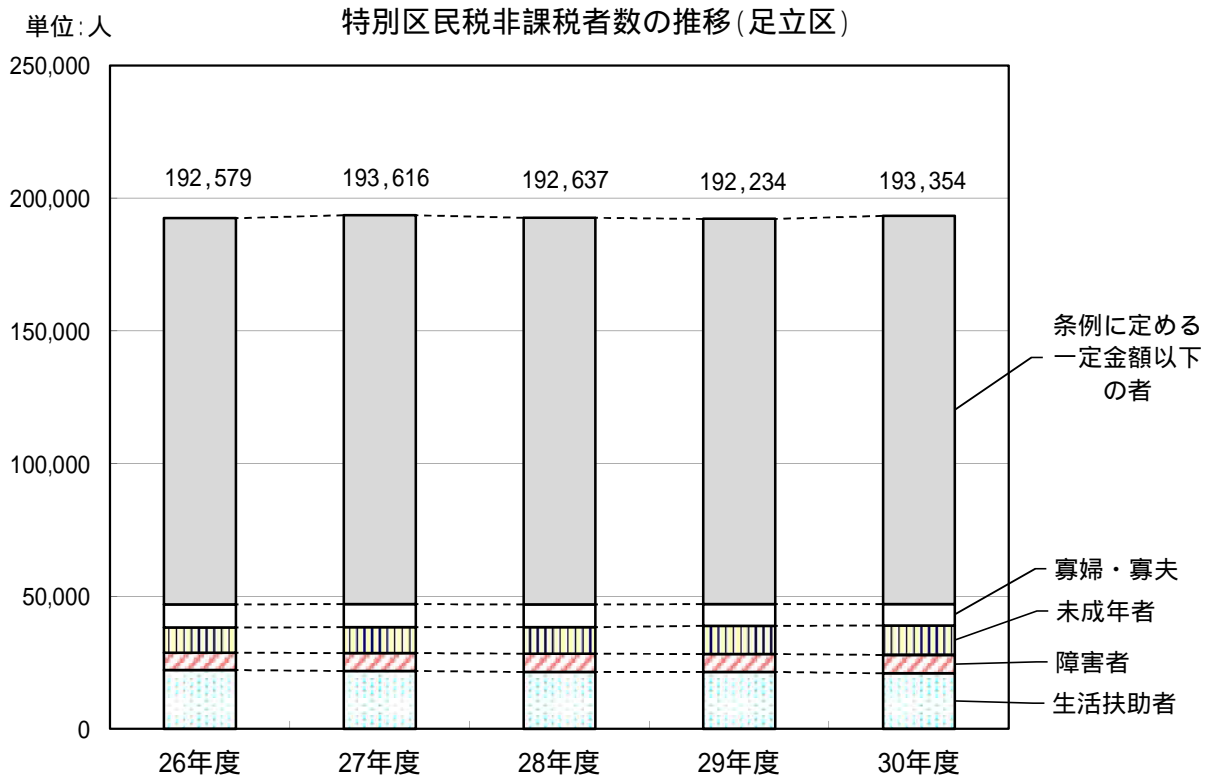


(単位：人，％)

課税標準額の段階	29年度		30年度				31年度	
	足立区	構成比	足立区	構成比	23区	構成比	足立区	構成比
10万円以下	11,721	3.64	11,978	3.63	147,352	2.94	11,715	3.48
～ 200万円以下	192,050	59.59	195,371	59.20	2,540,595	50.67	197,775	58.78
～ 300万円以下	54,596	16.94	56,438	17.10	854,167	17.03	58,906	17.51
～ 400万円以下	26,958	8.36	27,837	8.43	478,236	9.54	28,663	8.52
～ 550万円以下	19,006	5.90	19,755	5.98	390,492	7.79	20,064	5.96
～ 700万円以下	7,573	2.35	7,654	2.32	193,976	3.87	7,765	2.31
～ 1,000万円以下	5,491	1.70	5,836	1.77	184,649	3.68	6,017	1.79
1,000万円超	4,903	1.52	5,168	1.57	224,764	4.48	5,552	1.65
計	322,298	100.00	330,037	100.00	5,014,231	100.00	336,457	100.00

【 各税の実績】  
1 特別区民税

( 5 ) 非課税者数 ( 特別区税に関する参考資料：第 5 表 非課税に関する調べより )



足立区

(単位：人)

区分	年度	生活扶助者		障害者		未成年者		寡婦・寡夫		条例に定める一定金額以下の者 <sup>1</sup>		合計
		比率	比率	比率	比率	比率	比率					
非課税者	26年度	22,202	11.53%	6,547	3.40%	9,511	4.94%	8,733	4.53%	145,586	75.60%	192,579
	27年度	21,901	11.31%	6,742	3.48%	9,769	5.05%	8,632	4.46%	146,572	75.70%	193,616
	28年度	21,554	11.19%	6,786	3.52%	10,073	5.23%	8,493	4.41%	145,731	75.65%	192,637
	29年度	21,477	11.17%	6,829	3.55%	10,569	5.50%	8,172	4.25%	145,187	75.53%	192,234
	30年度	20,985	10.85%	6,933	3.59%	11,121	5.75%	8,056	4.17%	146,259	75.64%	193,354

23区

(単位：人)

区分	年度	生活扶助者		障害者		未成年者		寡婦・寡夫		条例に定める一定金額以下の者 <sup>1</sup>		合計
		比率	比率	比率	比率	比率	比率					
非課税者	26年度	147,229	7.47%	61,358	3.12%	84,480	4.29%	85,542	4.34%	1,591,321	80.78%	1,969,930
	27年度	151,061	7.47%	64,826	3.22%	88,680	4.39%	85,336	4.22%	1,631,442	80.71%	2,021,345
	28年度	145,139	7.19%	65,860	3.26%	93,930	4.65%	83,582	4.14%	1,630,939	80.76%	2,019,450
	29年度	144,145	7.09%	69,285	3.41%	100,927	4.97%	81,942	4.03%	1,635,557	80.50%	2,031,856
	30年度	2										

非課税の所得限度額は、未成年者(20歳未満)、障害者、寡婦・寡夫で所得が125万円以下の者。

- 「条例に定める一定金額以下の者」とは、地方税法第295条第3項の規定により、区税条例第10条第2項で均等割を課税されない者をいう。  
区税条例第10条第2項での非課税の範囲とは以下の計算式による。  
35万円×(控除対象配偶者+扶養親族数+1)+21万円以下の金額  
本人のみの場合は、21万円は足さない。
- 30年度の23区実績については、令和元年11月下旬に確定する。

29年度 非課税者数の23区比較

(単位：人)

区名	非課税者数	人口 (H29.1.1)	対人口 比率
千代田	3,950	59,788	6.61%
中央	31,862	149,640	21.29%
港	44,983	249,242	18.05%
新宿	82,085	338,488	24.25%
文京	44,677	213,969	20.88%
台東	21,826	193,822	11.26%
墨田	28,436	265,238	10.72%
江東	120,585	506,511	23.81%
品川	79,700	382,761	20.82%
目黒	57,514	273,708	21.01%
大田	168,006	717,295	23.42%
世田谷	191,780	892,535	21.49%
渋谷	45,831	222,278	20.62%
中野	43,091	325,460	13.24%
杉並	38,541	558,950	6.90%
豊島	62,720	284,307	22.06%
北	88,752	345,149	25.71%
荒川	57,223	213,113	26.85%
板橋	146,319	557,309	26.25%
練馬	178,169	723,711	24.62%
足立	192,234	681,281	28.22%
葛飾	128,842	456,893	28.20%
江戸川	174,730	691,514	25.27%
計	2,031,856	9,302,962	21.84%

非課税者数が多い順

(単位：人)

順位	区名	非課税者数
1	足立	192,234
2	世田谷	191,780
3	練馬	178,169
4	江戸川	174,730
5	大田	168,006
6	板橋	146,319
7	葛飾	128,842
8	江東	120,585
9	北	88,752
10	新宿	82,085
11	品川	79,700
12	豊島	62,720
13	目黒	57,514
14	荒川	57,223
15	渋谷	45,831
16	港	44,983
17	文京	44,677
18	中野	43,091
19	杉並	38,541
20	中央	31,862
21	墨田	28,436
22	台東	21,826
23	千代田	3,950

対人口比率が高い順

順位	区名	対人口 比率
1	足立	28.22%
2	葛飾	28.20%
3	荒川	26.85%
4	板橋	26.25%
5	北	25.71%
6	江戸川	25.27%
7	練馬	24.62%
8	新宿	24.25%
9	江東	23.81%
10	大田	23.42%
11	豊島	22.06%
12	世田谷	21.49%
13	中央	21.29%
14	目黒	21.01%
15	文京	20.88%
16	品川	20.82%
17	渋谷	20.62%
18	港	18.05%
19	中野	13.24%
20	台東	11.26%
21	墨田	10.72%
22	杉並	6.90%
23	千代田	6.61%

【 各税の実績】  
1 特別区民税

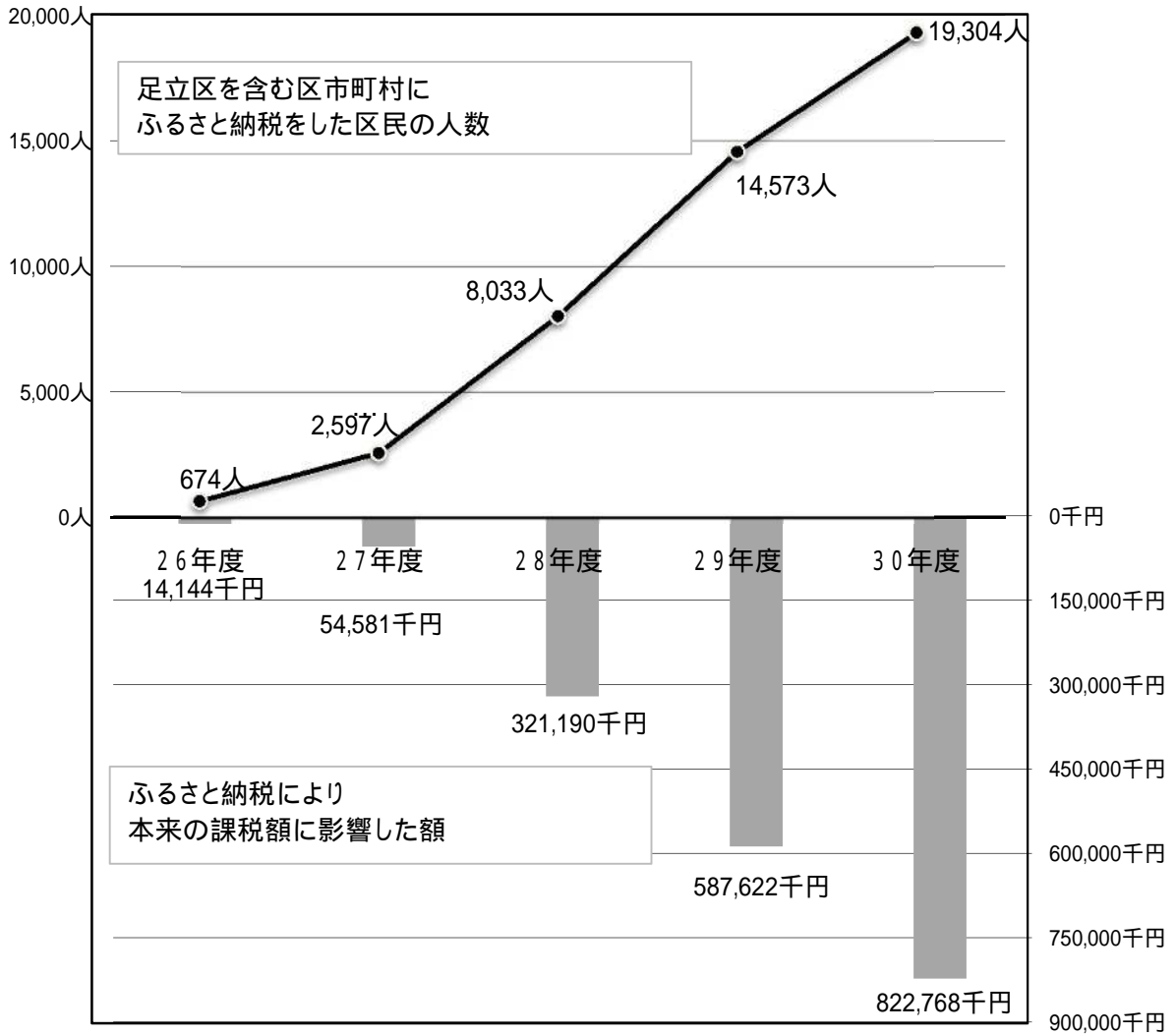
( 6 ) ふるさと納税による調定額への影響 ( 寄附金控除額 )

( 課税状況等の調より )

区市町村への寄附、いわゆる「ふるさと納税」を行うと、寄附した金額に応じて次の年度の住民税から税額控除(住民税額を減らす)を受けることができます(所得等に応じて限度額があります)。

平成30年度の足立区の住民税は、ふるさと納税により、本来の課税額に比較して8億2,000万円余りのマイナスの影響を受けました。

ふるさと納税に係る寄附人数、控除額の推移



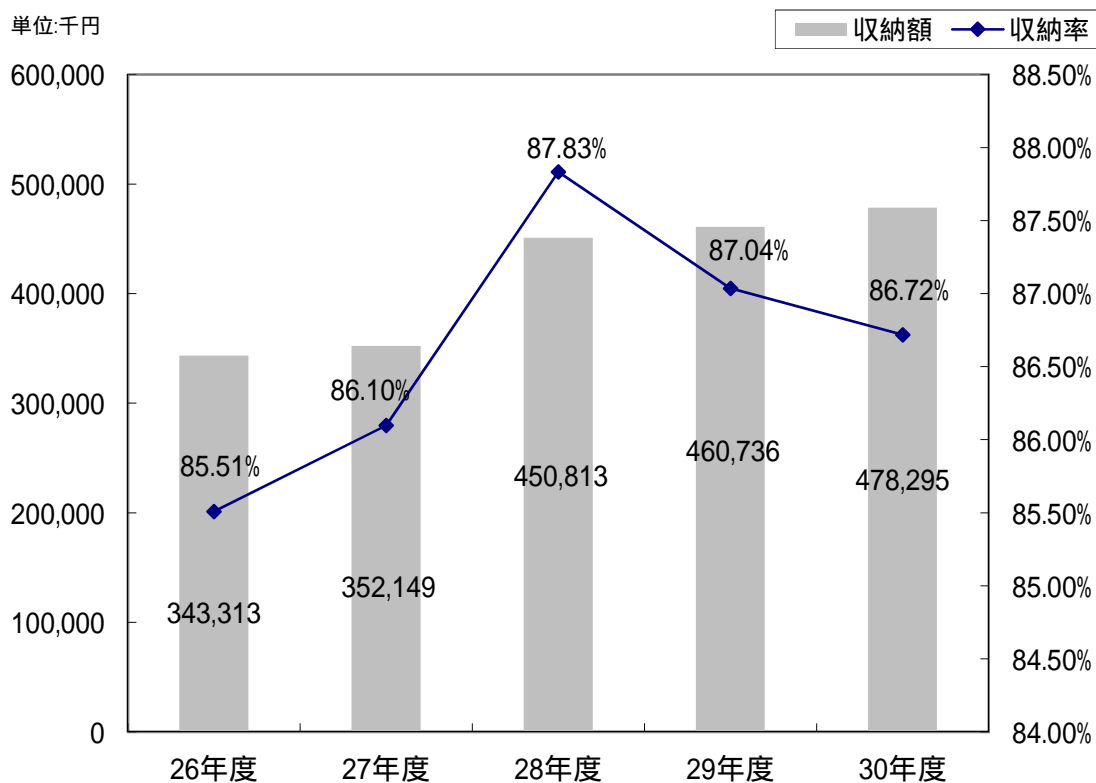
(注)足立区の方が足立区に寄附を行った場合でも、住民税は減額されます(所得等に応じて限度額があります)。

区分		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
ふるさと納税 (特別区民税)	寄附人数	674人	2,597人	8,033人	14,573人	19,304人
	控除額	14,144千円	54,581千円	321,190千円	587,622千円	822,768千円

## 2 軽自動車税

### ( 1 ) 徴収実績の推移

(単位:千円 各年度5月末現在)



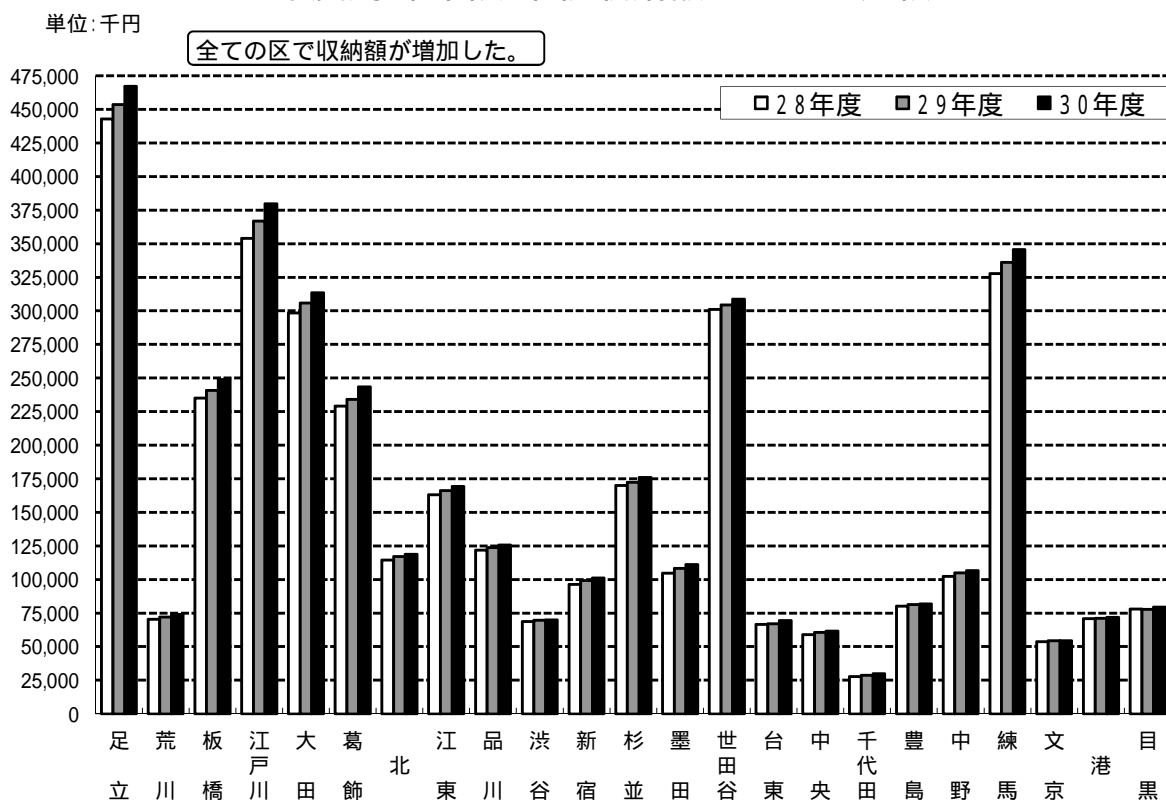
年度	内訳	調定額	収納額	収納率
26	現年分	350,076	334,903	95.67%
	滞納繰越分	51,418	8,410	16.36%
	合計	401,494	343,313	85.51%
27	現年分	359,624	344,554	95.81%
	滞納繰越分	49,393	7,595	15.38%
	合計	409,017	352,149	86.10%
28	現年分	464,899	443,004	95.29%
	滞納繰越分	48,358	7,809	16.15%
	合計	513,257	450,813	87.83%
29	現年分	478,946	453,737	94.74%
	滞納繰越分	50,416	6,999	13.88%
	合計	529,362	460,736	87.04%
30	現年分	490,238	467,489	95.36%
	滞納繰越分	61,314	10,806	17.62%
	合計	551,552	478,295	86.72%
30年度 - 29年度(合計比)		22,190	17,559	-0.32P

(注) 表は表示単位未満での四捨五入を行っているため、表内計算数値が合致しない部分がある。

【 各税の実績】  
2 軽自動車税

( 2 ) 調定額・収納額 ( 現年度分 ) の 2 3 区比較

年度別 軽自動車税収納額の 2 3 区比較表



調定額と収納額の推移 ( 現年度分 ) ( 単位 : 千円 , % )

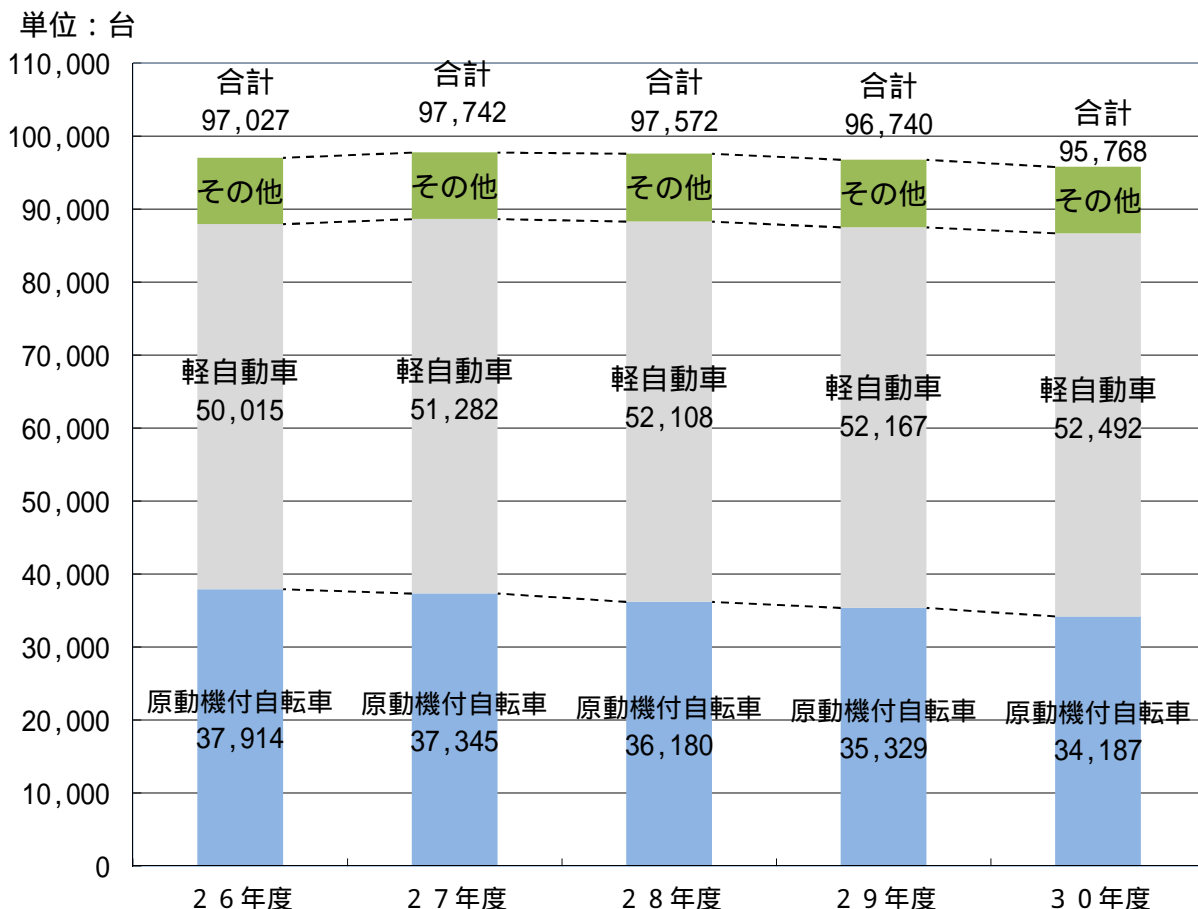
区名	28年度			29年度			30年度		
	調定額	収納額	収納率	調定額	収納額	収納率	調定額	収納額	収納率
足立	464,776	442,915	95.30	477,979	453,482	94.87	489,725	467,270	95.41
荒川	72,557	70,414	97.05	74,185	71,998	97.05	75,781	73,953	97.59
板橋	246,627	234,953	95.27	251,732	240,850	95.68	257,999	248,889	96.47
江戸川	359,627	353,867	98.40	369,895	366,837	99.17	381,372	379,772	99.58
大田	306,603	298,429	97.33	311,928	305,815	98.04	317,506	313,356	98.69
葛飾	240,205	229,088	95.37	245,728	234,042	95.24	253,143	243,336	96.13
北	118,535	114,346	96.47	120,812	117,192	97.00	122,139	118,687	97.17
江東	167,420	163,159	97.45	169,005	166,137	98.30	172,468	169,270	98.15
品川	125,490	121,738	97.01	127,109	123,709	97.33	128,667	125,651	97.66
渋谷	71,598	68,655	95.89	72,587	69,664	95.97	72,801	70,006	96.16
新宿	103,781	96,311	92.80	106,210	99,104	93.31	107,153	101,089	94.34
杉並	177,920	170,008	95.55	180,088	172,293	95.67	182,708	176,000	96.33
墨田	107,123	104,616	97.66	110,579	108,309	97.95	112,825	111,007	98.39
世田谷	317,889	300,962	94.68	320,098	304,326	95.07	323,833	308,698	95.33
台東	69,896	66,466	95.09	70,573	67,060	95.02	72,717	69,359	95.38
中央	60,981	58,884	96.56	62,317	60,553	97.17	63,715	61,572	96.64
千代田	28,398	27,619	97.26	29,622	28,769	97.12	30,465	29,773	97.73
豊島	82,855	80,072	96.64	84,029	81,289	96.74	84,464	81,770	96.81
中野	107,763	102,373	95.00	108,632	104,894	96.56	109,459	106,627	97.41
練馬	340,057	327,817	96.40	346,770	336,148	96.94	354,488	345,529	97.47
文京	55,311	53,650	97.00	54,882	54,345	99.02	54,863	54,481	99.30
港	74,124	70,802	95.52	73,809	71,011	96.21	74,801	71,715	95.87
目黒	81,954	77,990	95.16	82,087	77,852	94.84	82,687	79,303	95.91
計	3,781,490	3,635,134	96.13	3,850,656	3,715,679	96.49	3,925,779	3,807,113	96.98

(注) 調定額と収納額は、現年度分のみである。

(注) 区名は五十音順。

(3) 種類別決算台数の推移

軽自動車税車種別決算課税台数の推移



台数と調定額の推移（現年度分）

（単位：調定額・千円）

車種種別		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
原動機付自転車	台数	37,914	37,345	36,180	35,329	34,187
	調定額	45,474	45,079	77,660	76,079	73,840
軽自動車	台数	50,015	51,282	52,108	52,167	52,492
	調定額	267,040	276,876	331,699	346,715	361,650
小型二輪車	台数	7,452	7,472	7,675	7,675	7,533
	調定額	29,808	29,888	46,050	46,050	45,198
小型特殊自動車	台数	1,646	1,643	1,609	1,569	1,556
	調定額	7,622	7,601	9,367	9,135	9,037
合計	台数	97,027	97,742	97,572	96,740	95,768
	調定額	349,944	359,444	464,776	477,979	489,725

車種種別について

原動機付自転車：原動機付自転車50cc以下等、軽自動車：軽四輪（660cc）乗用自家用等、

小型二輪車：250cc超二輪、小型特殊自動車：特殊作業用等に分類されている。

詳細は、資料編p.25 「3 特別区税の税率・税額（2）軽自動車税」を参照

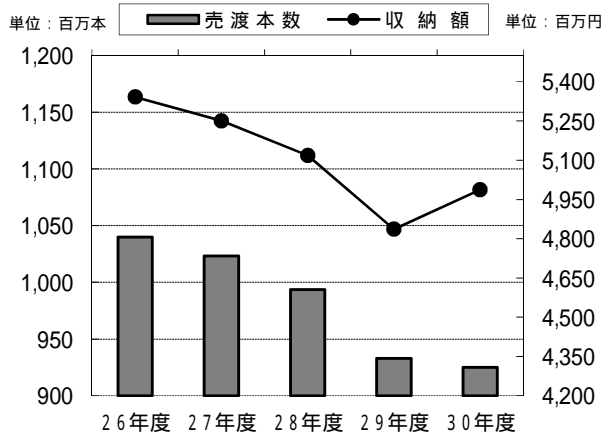


【 各税の実績】  
3 特別区たばこ税

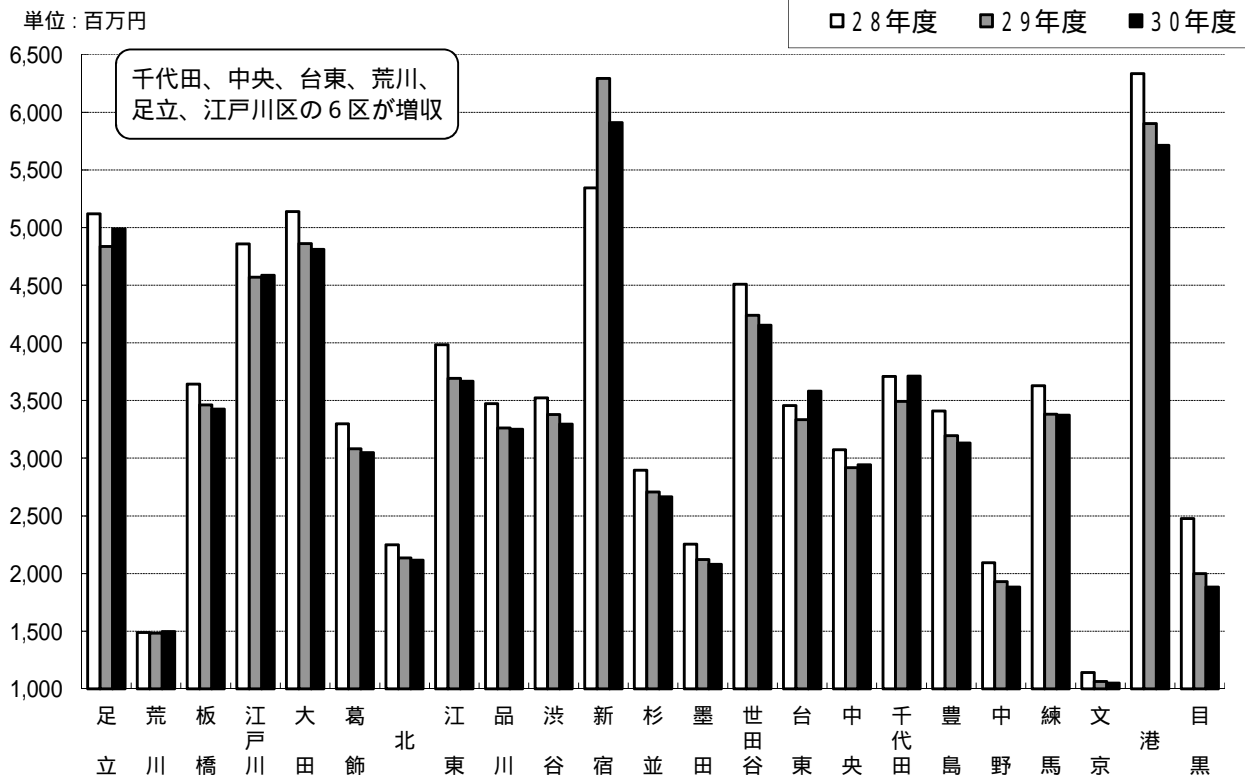
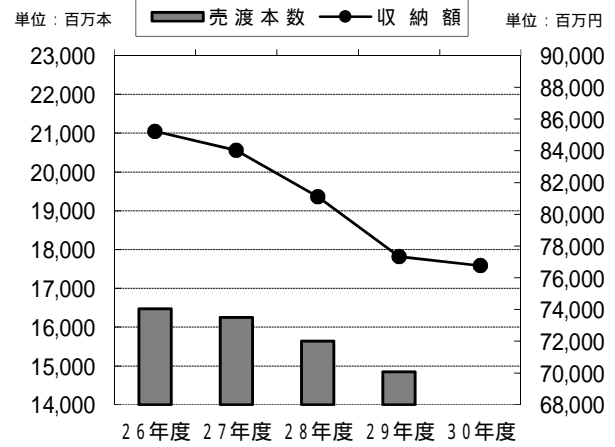
3 特別区たばこ税

( 1 ) 特別区たばこ税収納額の 2 3 区比較 ( 現年度分 )

【 足立区 】



【 23区 】



( 2 ) 特別区たばこ税の売渡本数・収納額の推移 ( 現年度分 )

区分	足立区				23区			
	売渡本数 (千本)		収納額 (千円)		売渡本数 (千本)		収納額 (千円)	
		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比
26年度	1,040,056	98.17%	5,341,708	99.05%	16,473,270	96.24%	85,226,017	97.01%
27年度	1,023,312	98.39%	5,250,673	98.30%	16,250,434	98.65%	84,026,651	98.59%
28年度	993,727	97.11%	5,118,693	97.49%	15,638,214	96.23%	81,095,724	96.51%
29年度	933,000	93.89%	4,836,536	94.49%	14,845,636	94.93%	77,336,305	95.36%
30年度	925,158	99.16%	4,987,637	103.12%			76,764,183	99.26%

(注1) 30年度の23区売渡本数は、令和元年11月下旬頃確定。

(注2) 28・29・30年度収納額には手持品課税分を含む。

# 収納率向上・適正課税に向けた取組み

## 1 景気回復期におけるさらなる徴収強化の取組み

納税課においては、税負担の公平性・公正性を保ち、自主財源を確保するために、滞納額の圧縮、収納額の増加を図ることが最重要課題である。

景気の緩やかな回復により、特別区民税の調定額は増加傾向（P 4 参照）にあり、収納率についても平成 24 年度以降上昇に転じているが、23 区における収納率順位は、依然として低迷している。

平成 27 年度に採用した国税 O B である納税課長の指導の下、納税課業務の問題点と課題を洗い出すなど現状を分析し、収納率向上のための業務改善を進め、平成 28 年度からは「足立区滞納対策アクションプラン」（特別区民税収納率向上 3 年計画）に基づき、高額案件に優先着手し、差押えの強化、不動産公売への取組み、適正な停止欠損処理などの対策を実施している（専門非常勤職員（税務業務 O B）を採用）。

主に、次の(1)から(8)の徴収の取組み等を行った結果、足立区滞納対策アクションプランの 3 年目となる平成 30 年度収納率の 23 区における順位は第 21 位（P 4 参照）となり、対前年伸び幅においては現年分で第 11 位、滞納繰越分で第 1 位、合計では 2 年連続で第 1 位となった。

### (1) 換価性の高い差押の強化

滞納者の財産調査等を早期から行い、収納率向上に直結する、より換価性の高い債権を中心に積極的に差押を実施した。

平成 30 年度差押件数 2,385 件（対前年比 814 件増） 内債権差押件数  
2,312 件（対前年比 818 件増）

### (2) 区外転出した滞納者に対する調査

区外（特に遠隔地）に転出した滞納者について、現状等の状況調査の民間委託を実施し、納付勧奨や適正な滞納処分を実施した。

平成 30 年度調査後収納額 498 万円（対前年比 8 万円増）

### (3) 特別徴収滞納案件の処分

各税務署での申告書調査による滞納法人の資産状況の確認やそれに伴う納税課への呼び出し、反応のない滞納法人に対する差押等を実施した。

平成 30 年度特別徴収収納率 53.5%（対前年比 2.3%増）

### (4) 納付案内センターの活用

民間委託による納付案内センターを活用し、電話・訪問納付案内を行っており電話オペレーター、訪問員による勧奨後の納付額の実績は、毎年向上している。

平成 30 年度勧奨後納付額 35,100 万円（対前年比 7,000 万円増）

### (5) 休日相談の強化

毎月、第 4 日曜日の日曜開庁日に、平日の日中に連絡が取りづらい滞納者に対し納税相談を実施している。日曜開庁日への相談来所を滞納者へ積極的に呼びかけている。

平成 30 年度来庁者数 887 人（対前年比 13 人増）

【 収納率向上・適正課税に向けた取組み】

( 6 ) 納期内納税勧奨や利便性の高い納付方法の周知

コンビニエンスストアでの納付、銀行ATMやパソコン等を利用した納付について、広報紙・ホームページのほか、納付書にチラシを同封するなど、納税者への周知を行った。またSNSやデジタルサイネージ(ビュー坊テレビ)なども活用した。

納期内納税に高い効果を発揮する口座振替の利用促進のため、新規口座振替申込者を対象としたプレゼント付キャンペーンや印鑑がなくても金融機関のキャッシュカードがあれば区役所の窓口で口座振替利用手続きができる、ペイジー口座振替受付サービスを引き続き実施した。

平成30年度口座利用者数49,526人(対前年比322人増)

( 7 ) 滞納整理ノウハウ蓄積のための職員研修の実施等

ベテラン職員や専門非常勤職員による滞納整理の基礎講義等を実施するとともに、徴収技法についての指導助言も併せて行い、職員の滞納整理ノウハウの蓄積を進めた。

( 8 ) 個人都民税徴収対策会議による「オール東京滞納STOP強化月間」の取組み

東京都及び62市区町村合同で滞納ストップに取組むため、12月を強化月間として、懸垂幕、缶バッジ、ポスターの掲出や、タイヤロック展示等あらゆる広報媒体を活用しての納期内納税の意識啓発活動や、特別徴収の滞納処分強化など、様々な滞納処分の取組みを強化した。

平成30年12月末特別区民税収納率68.30%(対前年比0.71%増)

2 平成30年度特別区民税・軽自動車税の収納率及び差押の状況

平成30年度(平成30年6月から令和元年5月まで)の収納率及び差押の実績は以下のとおりとなった。

種別	区分	H29	H30	対前年度増減 ( - )
	特別区民税収納率	現年課税分	97.80%	<b>97.88%</b>
滞納繰越分		33.50%	<b>44.29%</b>	+10.79ポイント
計		94.65%	<b>95.77%</b>	+1.12ポイント
軽自動車税収納率	現年課税分	94.74%	<b>95.36%</b>	+0.62ポイント
	滞納繰越分	13.88%	<b>17.62%</b>	+3.74ポイント
	計	87.04%	<b>86.72%</b>	-0.32ポイント
差押件数		1,571件	<b>2,385件</b>	+814件

( 1 ) 平成30年度特別区民税・軽自動車税滞納整理実績表

令和元年5月末現在

【特別区民税】

(単位:千円)

			現 年 分				滞納繰越分	合 計
			普通徴収	特別徴収	過年度	小 計		
調 定 額 A			11,767,606	31,857,315	260,288	43,885,209	1,799,121	45,684,330
収 納 額 B			11,036,098	31,751,551	166,538	42,954,187	796,896	43,751,083
収 納 率 B/A			93.78%	99.67%	63.98%	97.88%	44.29%	95.77%
還 付 未 済 額 C			4,792	3,810	99	8,701	1,259	9,960
滞 納 整 理 状 況	不 納 欠 損 額	即時 欠損	11,068	126	844	12,038	272,991	285,029
		執行停止 期間満了 (3年)	-	-	-	-	3,916	3,916
		執行停止 中の時効	-	-	-	-	4,306	4,306
		時効 (5年)	-	-	-	-	18,559	18,559
	小計 D		11,068	126	844	12,038	299,772	311,810
	執行 停止 額	30年度 停止分	11,534	9	426	11,969	44,964	56,933
		29年度 以前からの 停止分	-	-	-	-	176,522	176,522
	分納・証券・徴収 猶予・換価猶予		211,555	3,740	45,576	260,871	167,763	428,634
	差押・参加差押等		24,995	3,531	10,918	39,444	99,011	138,455
	小計 E		248,084	7,280	56,920	312,284	488,260	800,544
計 F			259,152	7,406	57,764	324,322	788,032	1,112,354
未 収 納 額 G A - B + C - D			725,232	109,448	93,005	927,685	703,712	1,631,397
滞 納 未 整 理 額 G - C - E			472,356	98,358	35,986	606,700	214,193	820,893
調定額に対する収納 及び滞納整理実施割合 (B+C+F) / A			96.03%	99.70%	86.21%	98.64%	88.16%	98.22%

(注) 表は表示単位未満での四捨五入を行っているため、表内計算数値が一致しない部分がある。

(注) 収納率の推移については、3ページを参照。

令和元年5月末現在

【軽自動車税】

(単位:千円)

		現 年 分			滞納繰越分	合 計	
		現年度	過年度	小 計			
調 定 額 A		489,725	513	490,238	61,314	551,552	
収 納 額 B		467,270	219	467,489	10,806	478,295	
収 納 率 B/A		95.41%	42.69%	95.36%	17.62%	86.72%	
還付未済額 C		220	1	221	18	239	
滞納整理状況	不納欠損額	即時欠損	81	19	100	2,042	2,142
		執行停止期間満了(3年)	-	-	-	48	48
		執行停止中の時効	-	-	-	3,589	3,589
		時効(5年)	-	-	-	2,276	2,276
	小計 D		81	19	100	7,955	8,055
	執行停止額	30年度停止分	343	9	352	1,858	2,210
		29年度以前からの停止分	-	-	-	8,686	8,686
	分納・証券・徴収猶予・換価猶予		612	0	612	907	1,519
	差押・参加差押等		114	0	114	262	376
	小計 E		1,069	9	1,078	11,713	12,791
計 F		1,150	28	1,178	19,668	20,846	
未 収 納 額 G A - B + C - D		22,594	276	22,870	42,571	65,441	
滞 納 未 整 理 額 G - C - E		21,305	266	21,571	30,840	52,411	
調定額に対する収納及び滞納整理実施割合 (B+C+F)/A		95.69%	48.34%	95.64%	49.73%	90.54%	

(注) 表は表示単位未満での四捨五入を行っているため、表内計算数値が一致しない部分がある。

(注) 収納率の推移については、10ページを参照。

( 2 ) 特別区民税・都民税滞納処分の状況

ア 差押等の状況

(単位:千円・回)

	債 権		不動産等		電話加入権		合 計	
	金額	処分数	金額	処分数	金額	処分数	金額	処分数
26年度	716,165	1,944	235,040	145	0	0	951,205	2,089
27年度	547,581	1,844	31,238	45	0	0	578,819	1,889
28年度	605,035	1,392	106,046	91	0	0	711,082	1,483
29年度	588,179	1,494	76,742	77	0	0	664,921	1,571
30年度	728,451	2,312	43,069	73	0	0	771,520	2,385

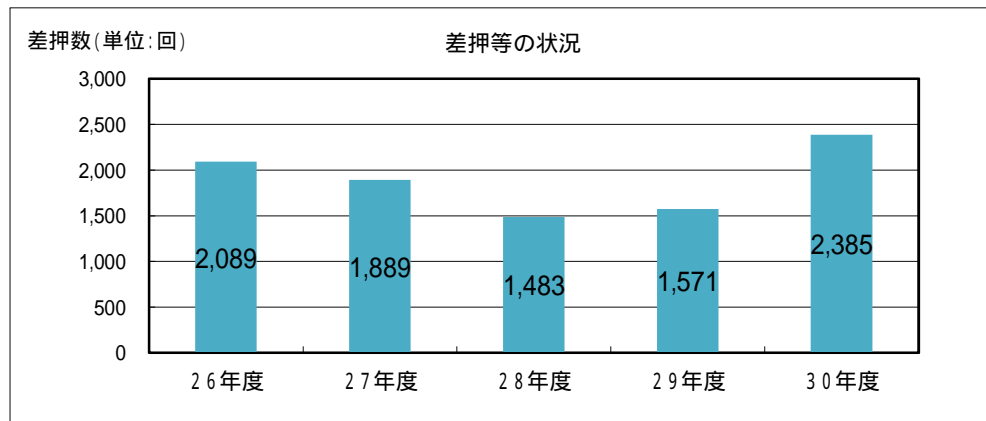
(各年度5月末現在)

差押は地方税法第331条、国税徴収法等に基づいて行う租税債権確保のための処分である。

(注1) 本表の金額は、差押時の滞納額の特別区民税と都民税の合算額である。

(注2) 本表の処分数とは、滞納者に対して差し押えをした回数である。

(注3) 本表には、差押、参加差押(すでに差し押えられているものへの後からの差し押えで、動産及び有価証券、不動産、自動車、船舶等、電話加入権)、二重差押(債権等)、担保提供が含まれている。



イ 公売の状況

(単位:千円・人・件)

	不 動 産				電話加入権				動 産					
	公売前納付		売却財産計		売却物件 の内容	公売前納付		売却財産計		公売前納付		売却財産計		売却物件 の内容
	金額	人数	金額	件数		金額	人数	金額	件数	金額	人数	金額	件数	
26年度	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-	-	-	
27年度	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-	54	2	カメラ 切手セット
28年度	-	-	201,607	1		-	-	-	-	-	-	-	-	
29年度	-	-	33,121	2		-	-	-	-	-	-	-	-	
30年度	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-	-	-	

(各年度5月末現在)

公売は国税徴収法第94条等に基づいて差押財産を売却して換価し、税に充当するための処分である。

(注1) 本表の金額は、特別区民税と都民税に充当した額の合算額である。

(注2) 公売前納付の金額、人数は、公売公告後で公売実施前に納付のあった税額及び人数である。

(注3) 売却財産計は、売却決定価額の合計額である。

(注4) 売却件数は、売却した電話加入権数及び不動産、動産の物件数である。

(注5) 足立区で差し押えた後、地方税法第48条に基づき、東京都に徴取引継し、都が公売した案件を含む。

### ウ 交付要求の状況

(単位：千円・人)

	競売事件		破産事件		合計	
	金額	人数	金額	人数	金額	人数
26年度	175,015	110	96,165	153	271,180	263
27年度	51,850	77	30,118	138	81,969	215
28年度	38,022	72	30,131	148	68,153	220
29年度	20,933	52	22,296	154	43,229	206
30年度	38,745	60	21,544	144	60,289	204

(各年度5月末現在)

交付要求は、不動産の競売や破産に際して、国税徴収法第82条に基づいて裁判所、管財人等に税金滞納分への配当を要求する処分である。

(注) 本表の金額は、特別区民税と都民税として配当された合算額である。

### (3) 公金徴収嘱託員による徴収額等の推移

(単位：千円・件・人)

	特別区民税・都民税 軽自動車税・延滞金		国民健康保険料		後期高齢者 医療保険料		介護保険料		合計		徴収嘱託員数	1人月平均 徴収金額
	金額	完納件数	金額	完納件数	金額	完納件数	金額	完納件数	金額	完納件数		
26年度	282,533	7,990	385,369	16,239	24,012	2,244	33,283	5,681	725,197	32,154	26(21)	2,822
27年度	195,841	5,214	289,916	11,692	16,196	1,536	22,915	3,950	524,868	22,392	21(18)	2,333
28年度	138,552	3,598	212,723	8,036	13,471	1,307	17,823	3,047	382,570	15,988	18(10)	2,657
29年度	58,991	1,465	103,720	3,699	9,640	750	8,987	1,445	181,338	7,359	10(4)	2,651
30年度	3,509	102	6,200	248	591	49	938	160	11,238	559	4(0)	2,810

(各年度5月末現在)

3公金の徴収嘱託員制度は平成13年12月に導入。21年度から後期高齢者医療保険料を含めた4公金を徴収していたが平成30年度で終了となった。

(注1) 徴収嘱託員数は、当該年度の最多(カッコ内は最少)の人数である。

(注2) 表示単位未満での切り捨てを行っているため、表内計算数値が一致しない部分がある。

### (4) 納付案内センターの稼働状況

(単位：件・千円)

	実施日数		勧奨件数		接触数		接触率		納付約束 A	納付件数 B	納付率 B/A	納付額
	電話勧奨	訪問勧奨	電話勧奨	訪問勧奨	電話勧奨	訪問勧奨	電話勧奨	訪問勧奨				
26年度	236日	119日	63,945	5,483	17,486	705	27.3%	12.9%	7,431	5,270	70.9%	171,760
27年度	239日	152日	79,066	5,520	17,876	754	22.6%	13.7%	8,314	6,236	75.0%	215,958
28年度	239日	179日	78,007	3,893	17,235	488	22.1%	12.5%	9,160	6,700	73.1%	252,799
29年度	247日	196日	83,342	5,727	18,321	543	22.0%	9.5%	10,933	7,826	71.6%	280,869
30年度	250日	175日	118,799	8,337	23,473	1,267	19.8%	15.2%	14,004	10,400	74.3%	351,261

納付案内センターは、平成25年4月に開設。8債権の納付勧奨業務を委託している。

(注) 本表は、4月1日から3月31日までの実績である。

( 5 ) 徴収方法別収納状況

平成24年5月から、住民税の普通徴収分及び軽自動車税については、コンビニエンスストアでの納付など、利便性の高い納付方法を開始したので、収納方法別の状況を掲載する。

【特別区民税・都民税(普通徴収)】 (単位:千円)

区分	件数	件数に対する 構成比	収納額	収納額に対す る構成比
納税課窓口	8,291	1.95%	354,297	1.78%
区民事務所窓口	7,728	1.82%	275,094	1.38%
金融機関等窓口	66,520	15.66%	5,607,757	28.18%
口座振替	77,810	18.32%	5,973,339	30.01%
コンビニエンスストア	239,439	56.37%	6,044,753	30.37%
ATM	10,420	2.45%	658,963	3.31%
インターネット・モバイル banking	6,312	1.49%	461,156	2.32%
クレジット	6,164	1.45%	279,047	1.40%
小計	422,684	99.51%	19,654,406	98.76%
徴収嘱託員	251	0.06%	3,475	0.02%
差押に伴う納付、取立金等	1,824	0.43%	244,194	1.23%
合計	424,759	100.00%	19,902,075	100.00%

(注1) 件数及び金額は、平成30年6月から令和元年5月までの数値である。

(注2) 金額は、滞納繰越分、延滞金を含む特別区民税と都民税の合算額であり、納付後の還付及び充当分を調整していない。

(注3) インターネット・モバイル banking はモバイルレジ(携帯電話等を活用した納付方法)を含む。

(注4) 表は表示単位未満での四捨五入を行っているため、表内計算数値が一致しない部分がある。

【軽自動車税】 (単位:千円)

区分	件数	件数に対する 構成比	収納額	収納額に対す る構成比
納税課窓口	2,523	2.71%	12,511	2.61%
区民事務所窓口	1,208	1.30%	7,303	1.52%
金融機関等窓口	25,620	27.52%	140,494	29.30%
口座振替	-	-	-	-
コンビニエンスストア	57,901	62.20%	289,669	60.40%
ATM	1,378	1.48%	7,157	1.49%
インターネット・モバイル banking	1,900	2.04%	9,362	1.95%
クレジット	2,270	2.44%	12,184	2.54%
小計	92,800	99.69%	478,680	99.81%
徴収嘱託員	11	0.01%	33	0.01%
差押に伴う納付、取立金等	273	0.29%	861	0.18%
合計	93,084	100.00%	479,574	100.00%

(注1) 件数及び金額は、滞納繰越分、延滞金を含む平成30年6月から令和元年5月までの数値である。

(5月)は、納付書発送日を基準として前年度分、当年度分で収納を分けている。表は当年度分のみを集計である。

(注2) 軽自動車税は、権利関係の異動が激しいこともあり、口座振替を行っていない。

(注3) インターネット・モバイル banking はモバイルレジ(携帯電話等を活用した納付方法)を含む。

(注4) 表は表示単位未満での四捨五入を行っているため、表内計算数値が一致しない部分がある。

(注5) 金額は、納付後の還付及び充当分を調整していないため、17ページの軽自動車税滞納整理実績表の額と合致しない。



### ( 6 ) 口座振替による特別区民税 ( 普通徴収 ) 収納額等の推移

( 単位 : 千円・件・人・% )

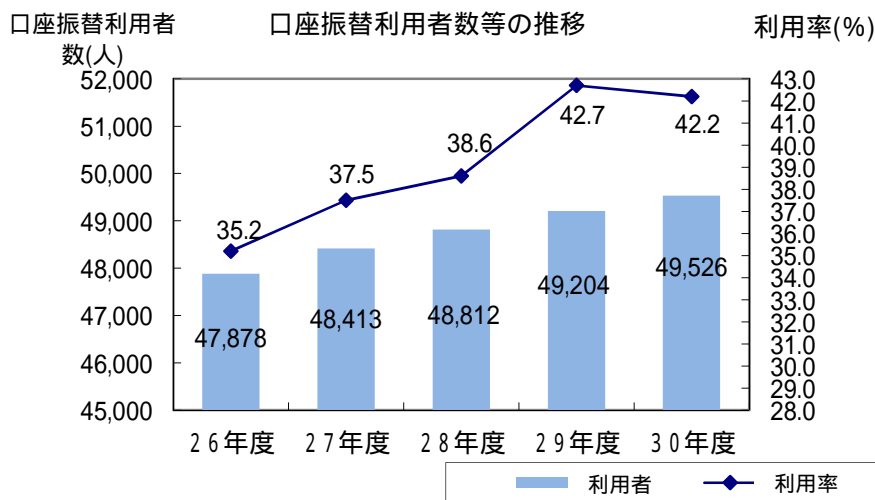
	総収納額	口座振替						利用率
		件数	収納額	収納額比	利用者	本年度増人数	本年度減人数	
26年度	12,453,650	96,171	4,100,788	32.93%	47,878	3,174	2,214	35.2
27年度	12,300,761	89,389	4,049,789	32.92%	48,413	2,808	2,273	37.5
28年度	11,856,890	85,592	3,850,193	32.47%	48,812	2,523	2,124	38.6
29年度	11,133,560	78,526	3,604,763	32.38%	49,204	2,654	2,262	42.7
30年度	11,036,098	77,810	3,598,715	32.61%	49,526	2,615	2,293	42.2

(各年度5月末現在)

口座振替による納付は特別区民税・都民税現年分 ( 普通徴収 ) についてのみ行っている。

(注1) 収納額は特別区民税についてのみのものである。

(注2) 利用率は当初課税対象者数に対する利用者数の割合である。



### ( 7 ) 東京都主税局への徴取引継の状況

( 単位 : 千円・件・人 )

	引継内容			引継後の状況								
				徴収 ( 完納 )			続行 ( 引継継続 )			引継終了		
	税額	件数	人数	税額	件数	人数	税額	件数	人数	税額	件数	人数
26年度	23,595	146	7	17,417	66	3	-	-	-	6,178	80	4
27年度	13,547	175	6	7,552	66	5	-	-	-	5,995	109	6
28年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
29年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
30年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(各年度5月末現在)

徴取引継は、高額・困難な特別区民税・都民税滞納事案を地方税法第48条に基づき、一定期間東京都主税局徴収部に移管し、東京都が自ら特別区民税と合わせて徴収するものである。なお、東京都への徴取引継は平成15年8月から開始した。

(注1) 本表数値は、特別区民税と都民税の合算本税額についてのみのものであり、延滞金は含んでいない。

(注2) 引継終了は、東京都による滞納整理の結果、今後の滞納整理方針を明示して、区に返戻されてきたものである。

(注3) 平成28年度より税務業務OBを採用したため、東京都主税局への徴取引継ぎは行っていない。

### 3 検税（未申告や扶養などの調査・更正等）の取組み及び結果

#### (1) 検税期間：平成30年7月11日（水）～12月7日（金）

検税対象件数	うち税決定数		検税による調定額
20,948件	新規課税	1,511件	149,646,870円
	更正	1,313件	
	非課税	2,925件	

(注) 新規課税及び更正の件数・内訳は(2)～(8)のとおりである。

#### (2) 扶養調査

所得超 (所得が38万円超)	二重扶養 (同じ人を二人で扶養申告)	離婚 (平成29年12月31日以前に離婚)
276件	210件	15件

#### 更正事由

未婚 (戸籍上婚姻関係が無い)	死亡 (平成28年12月31日以前に死亡)	申告誤り、その他 (被扶養者はいなかった等)
4件	10件	52件

更正を要した扶養種別				調定額
控配 (配偶者)	特定 (19歳～22歳)	老人 (70歳以上)	その他 (控配・特定・老人以外)	20,235,500円
103件	69件	64件	331件	

(注) 567件の税額更正により20,235,500円の増税となった。

(注) 控配は「配偶者控除」、特定は「特定扶養控除」、老人は「老人扶養控除」を指す。

#### (3) 法定調書（報酬・配当・給与）に係る調査及び更正

所得種類および件数			調定額
報酬	配当	給与	62,340,200円
299件	307件	70件	

#### (4) 事業所への給与支払報告書の調査

決定件数	調定額
848件	48,934,870円

(注) 前年実績をもとに事業所あてに調査を実施。

#### (5) 住所不明な確定申告書及び給与支払報告書の調査

決定件数	調定額
68件	1,918,700円

(注) 本人又は会社あてに住民登録地の調査を実施。

#### (6) 再裁定年金に係る調査及び更正

決定件数	調定額
439件	10,542,400円

(注) 日本年金機構からの支払報告をもとに調査を実施

#### (7) 給与特別徴収異動届調査

決定件数	調定額
70件	4,895,200円

(注) 退職・転勤に伴う事業所からの異動届の内容をもとに調査を実施。

#### (8) 事業所課税不明申告書調査

決定件数	調定額
156件	780,000円

(注) 前年実績をもとに居住地へ申告状況等の調査を実施。

# 資料編

## 1 主な税金の種類

(平成31年4月1日現在)

区分	国 税	区分	地 方 税	
			都 税	特別区税
直 接 税	所 得 税 復興特別所得税 法 人 税 地方法人税 地方法人特別税 相 続 税 贈 与 税	普 通 税	都 民 税 (個人・法人・利子割・ 配当割・株式等譲渡所得割) 事業税(個人・法人) 地方消費税 不動産取得税 都たばこ税 ゴルフ場利用税 自動車取得税 自 動 車 税 軽油引取税 鉦 区 税 特別区民税(法人分) 固定資産税	特別区民税(個人分) 軽自動車税 特別区たばこ税 鉦 産 税
間 接 税	消 費 税 酒 税 国たばこ税 たばこ特別税 揮 発 油 税 地方揮発油税 航空機燃料税 石油ガス税 石油石炭税 自動車重量税 印 紙 税 登録免許税 電源開発促進税 と ん 税 特別とん税 関 税 国際観光旅客税	目 的 税	狩 獵 税 宿泊税(法定外目的税) 特別土地保有税 事業所税 都市計画税  印は東京23区では都 税として課税し、その内 55%相当が特別区財政 調整交付金として区の歳 入となる。	入 湯 税  鉦産税と入湯税につい ては平成31年4月1日現 在、足立区での課税実績 はない。

## 2 特別区税の納付について（足立区に納める税）

	特別区民税	軽自動車税	特別区たばこ税
納税義務のある人	足立区内に住所がある人  区内に事務所、事業所または家屋敷を有する個人で区内に住所のない人（均等割のみ）	原動機付自転車や軽自動車を所有する人	日本たばこ産業(株) 特定販売業者 卸売販売業者
課税対象	上に同じ	原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車	区内で売り渡した製造たばこ
課税標準	前年中の所得金額	課税客体の台数	区内で売り渡した製造たばこの本数
納付方法など	<p>《普通徴収》 給与所得者以外の事業所得者などの納税方法。区役所から納税通知書を毎年6月初旬に送付する。年4回で納付。 （納期限）6月、8月、10月、翌年1月の末日（末日が土、日、祝日の場合はその次の平日）</p> <p>《給与からの特別徴収》 給与支払者（会社等）が給与所得者の給与から天引きし、とりまとめて納付する方法。 （納期限）徴収月の翌月10日（翌月10日が土、日、祝日の場合はその次の平日）</p> <p>《公的年金からの特別徴収》 公的年金支払者が、年金受給者の年金から天引きし、とりまとめて納付する方法。65歳以上の人で、公的年金等の所得に対して課税される住民税額は、原則公的年金からの特別徴収となる。 （納期限）徴収月の翌月10日（翌月10日が土、日、祝日の場合はその次の平日）</p>	4月1日現在の所有者に対して、毎年5月中旬に納税通知書を送付する。 （納期限）5月末日（末日が土、日、祝日の場合はその次の平日）	卸売販売業者等が1カ月分の税額を計算し、翌月の末日までに申告し、納付する。 （納期限）売渡月の翌月末日（末日が土、日、祝日の場合はその次の平日）

### 3 特別区税の税率・税額

#### ( 1 ) 特別区民税 ( 個人住民税 )

区 分	特別区民税	都民税
所 得 割 1	6 %	4 %
均 等 割 2	3 , 5 0 0 円	1 , 5 0 0 円

1 土地建物等及び株式等の分離譲渡所得についてはこの表は適用しない

2 東日本大震災復興基本法に基づき、平成 26 年度から令和 5 年度までの 10 年間に限り、特別区民税・都民税の均等割を 500 円ずつ増額する。

#### ( 2 ) 軽自動車税

原動機付自転車・ミニカー・小型特殊自動車・軽二輪車・二輪の小型自動車

車 種 区 分		税 額
原動機付自転車	5 0 cc 以下	2 , 0 0 0 円
	5 0 cc 超 9 0 cc 以下	
	9 0 cc 超 1 2 5 cc 以下	2 , 4 0 0 円
	ミニカー	3 , 7 0 0 円
小型特殊自動車	農耕作業用	2 , 4 0 0 円
	そ の 他	5 , 9 0 0 円
軽 二 輪 車	1 2 5 cc 超 2 5 0 cc 以下	3 , 6 0 0 円
二輪の小型自動車	2 5 0 cc 超	6 , 0 0 0 円

(注)上記の税額は平成 2 8 年度から適用。

三輪及び四輪以上

車種区分			初度検査が H27.3.31 以前の車両 (初度検査から 13年を超えない 車両)	重課税 対象車両 初度検査から 13年を超えた翌年度 より適用 1	初度検査が H27.4.1 以降の車両				
					軽課税対象車両(グリーン化特例) 初度検査が H29.4.1 ~ H31.3.31 の車両 2				
軽自動車	三輪		3,100円	4,600円	3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	
	四輪	乗用	自家用	7,200円	12,900円	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円
			営業用	5,500円	8,200円	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
	以上	貨物用	自家用	4,000円	6,000円	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円
			営業用	3,000円	4,500円	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円

- H15年10月14日前に初めて車両番号の指定を受けた軽自動車については、検査月が不明なため、当該軽自動車が「初度検査を受けた年の12月」を経過年数の起算点とする。  
重課対象外の車両：電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ハイブリッド・被けん引車
- 軽課税対象車両（軽課税額は初年度のみ適用）

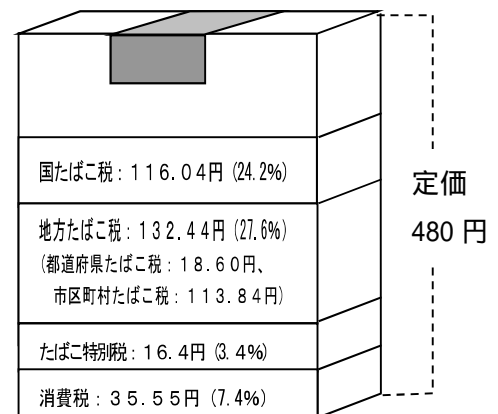
概ね 75% の軽課対象車：電気自動車、天然ガス自動車（H21年排出ガス規制窒素酸化物 10%以上低減又は H30年排出ガス規制適合しているもの）
概ね 50% の軽課対象車：ガソリン車（ハイブリッド車を含む） H17年排出ガス規制から窒素酸化物 75%以上低減又は H30年排出ガス規制から窒素酸化物 50%低減しているものうち、「乗用」 R2年度燃費基準値より 30%以上燃費性能がよいもの 「貨物用」 H27年度燃費基準値より 35%以上燃費性能がよいもの
概ね 25% の軽課対象車：ガソリン車（ハイブリッド車を含む） H17年排出ガス規制から窒素酸化物 75%以上低減又は H30年排出ガス規制から窒素酸化物 50%低減しているものうち、「乗用」 R2年度燃費基準値より 10%以上燃費性能がよいもの 「貨物用」 H27年度燃費基準値より 15%以上燃費性能がよいもの

(3) 特別区たばこ税

旧3級品の国産たばこ 1,000本につき 4,000円  
(わかば、しんせい、エコー、ゴールデンバット、ウルマ、バイオレット)  
旧3級品以外の国産たばこ、外国たばこ 1,000本につき 5,692円

紙巻たばこ1箱の税負担等

(20本入り/480円)



たばこの税負担額合計：300.43円 (62.6%)

#### 4 平成30年度特別区税の賦課徴収に要する経費等

単位：千円

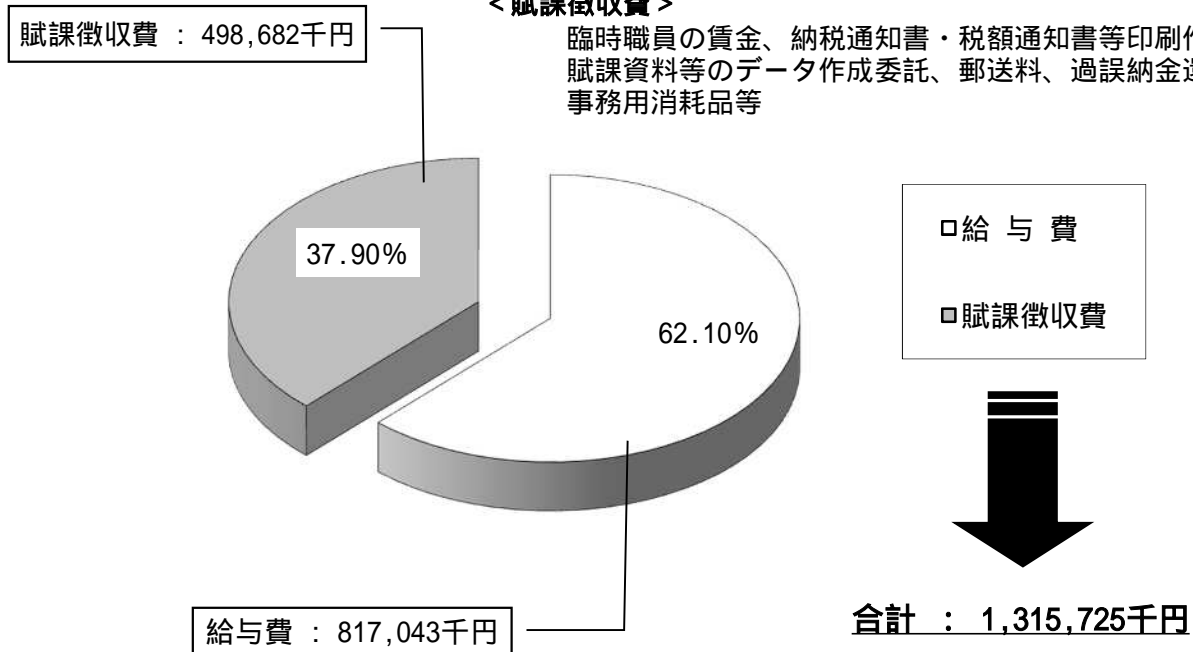
区 分	26年度	構成比	27年度	構成比	28年度	構成比	29年度	構成比	30年度	構成比
給与費	804,040	62.96%	748,035	62.00%	792,897	64.31%	814,739	66.00%	817,043	62.10%
賦課徴収費	473,083	37.04%	458,458	38.00%	440,045	35.69%	419,771	34.00%	498,682	37.90%
合 計	1,277,123	100.00%	1,206,493	100.00%	1,232,942	100.00%	1,234,510	100.00%	1,315,725	100.00%

< 給与費 >

課税・納税課職員分の給料、職員手当等、共済費  
非常勤職員の報酬は含まない

< 賦課徴収費 >

臨時職員の賃金、納税通知書・税額通知書等印刷作成、  
賦課資料等のデータ作成委託、郵送料、過誤納金還付、  
事務用消耗品等



特別区税決算額（49,217,015千円）に占める徴税費の割合

$$\frac{1,315,725 \text{千円}}{49,217,015 \text{千円}} = 0.027 \quad \underline{2.7 \%}$$

**特別区税 1 , 0 0 0 円につき 2 7 円の経費**

## 5 税証明書発行状況

### ( 1 ) 税証明書年度別発行件数

( 単位 : 件 , % )

区 分	発 行 件 数		有 料			無 料		
		前年度比	課税証明	納税証明	軽自動車税	課税証明	納税証明	軽自動車税
26年度	176,739	112.96	160,485	9,689	51	911	4	5,599
27年度	183,204	103.66	166,352	10,078	41	908	19	5,806
28年度	186,990	102.07	168,967	11,086	70	846	7	6,014
29年度	188,399	100.75	168,923	12,293	48	825	16	6,294
30年度	167,484	88.90	146,851	13,772	46	752	7	6,056

### ( 2 ) 課税課・区民事務所別税証明書発行件数

( 単位 : 件 , % )

区 分		28年度		29年度		30年度	
		件 数	前年度比	件 数	前年度比	件 数	前年度比
課 税 課		46,360	103.67	44,207	95.36	40,752	92.18
区 民 事 務 所	伊興区民事務所	5,530	103.50	5,349	96.73	4,639	86.73
	梅田区民事務所	5,318	101.99	5,866	110.30	4,425	75.43
	興本区民事務所	5,923	101.09	5,851	98.78	4,707	80.45
	江南区民事務所	3,688	117.79	4,393	119.12	3,966	90.28
	江北区民事務所	4,688	78.62	5,531	117.98	5,158	93.26
	佐野区民事務所	8,717	98.05	8,797	100.92	7,327	83.29
	鹿浜区民事務所	10,068	102.73	9,806	97.40	8,442	86.09
	新田区民事務所	3,893	102.61	3,853	98.97	3,535	91.75
	千住区民事務所	22,891	101.37	23,043	100.66	20,787	90.21
	竹の塚区民事務所	15,329	99.08	15,030	98.05	13,880	92.35
	舎人区民事務所	7,705	96.36	7,576	98.33	6,620	87.38
	中川区民事務所	4,092	96.60	4,271	104.37	3,843	89.98
	西新井区民事務所	8,367	104.20	8,862	105.92	7,574	85.47
	花畑区民事務所	7,688	99.90	7,642	99.40	6,732	88.09
	東綾瀬区民事務所	11,133	102.26	10,896	97.87	8,504	78.05
保塚区民事務所	7,586	104.03	7,246	95.52	5,579	76.99	
コ ン ピ ニ 交 付		8,014	127.19	10,180	127.03	11,014	108.19
合 計		186,990	102.07	188,399	100.75	167,484	88.90



## 6 特別区民税・都民税の納付書等送付用封筒の広告収入

### < 概 要 >

特別区民税・都民税納付書等送付用封筒裏面のうち、説明事項等の記載箇所を除く空きスペースを広告欄として設定し、企業や団体（主に足立区内に本社や営業所を持つ）の広告掲載を募集した。

### < 目 的 >

広告を媒体として、区民に経営・生活支援情報等を提供するとともに、区の経済活性化に寄与し、さらに収入の確保を目的とした。

### < 募集方法 >

あだち広報平成30年10月10日号、及び足立区公式ホームページにより周知した。

### < 募集時期等 >

募集期間：平成30年10月10日から10月31日まで

募集媒体：あだち広報 平成30年10月10日号

### 平成30年度に募集した広告枠及び掲載実績

掲載規格及び掲載料					実 績	
NO	種別	広告掲載箇所（裏面）	規格（縦×横）	最低金額	件数	掲載金額
1	普通 徴収	納付書用封筒 1/2 面左	6 × 9	230,000 円	1	253,000 円
2		納付書用封筒 1/2 面右	6 × 9	230,000 円	1	230,000 円
3	特別 徴収	税額通知等送付用封筒 1/2 面上	9.5 × 16	150,000 円	1	150,000 円
4		給与支払報告書送付用封筒 1/2 面左	8 × 11	50,000 円	0	0 円
5		給与支払報告書送付用封筒 1/2 面右	8 × 11	50,000 円	0	0 円
6	軽自動 車 税	納付書用封筒 1/2 面左	8 × 9.5	100,000 円	1	120,000 円
7		納付書用封筒 1/2 面右	8 × 9.5	100,000 円	0	0 円
合 計				910,000 円	4/7 件	753,000 円

## 7 「あだち広報」掲載実績

## ( 1 ) 課税課

掲載号	記事名	内 容	対象	担当係
4月25日	個人住民税は特別徴収で！	特別徴収義務者への特別徴収の協力依頼	事業所	課税第一～四係
5月10日	平成30年度課税証明書の発行開始日	平成30年度課税証明書の発行開始日の案内	全区民	課税第一～四係
6月10日	公的年金を受給する65歳以上の方は、年金収入に対する住民税額が年金から天引きされません	公的年金からの仮徴収制度の説明	65歳以上の対象者	課税第一～四係
6月25日	原付バイク(50CC)のオリジナルナンバープレート交付開始	投票で選ばれた2種類のオリジナルナンバープレートの紹介	全区民	軽自動車税係
9月25日	課税事務補佐員(非常勤)募集	非常勤職員の募集案内	全区民	庶務係
9月25日	課税事務(臨時職員)募集	課税課臨時職員の募集案内	全区民	課税第一～四係
9月25日	10月支給分の公的年金から住民税の特別徴収(天引き)を開始	10月支給分の年金から住民税の特別徴収が始まる方への説明	65歳以上の対象者	課税第一～四係
10月10日	納税通知書などの送付用封筒の広告募集	納付書や納税通知書等の送付用封筒裏面への広告掲載募集	事業所	庶務係
10月25日	年末調整説明会	年末調整説明会の開催案内	事業所	課税第一～四係
11月10日	給与支払報告書の提出には、地方税電子申告システム「eLTAX」が安心・便利です	特別徴収制度の推進 eLTAX(地方税ポータルシステム)の利用案内	事業所	課税第一～四係
1月25日	税の申告が始まります。申告は郵送・e-Taxで！	住民税・所得税申告のお知らせ及び申告期間や方法、出張受付の日程などの案内	全区民	課税第一～四係
3月10日	廃車手続きをしないとバイクや軽自動車の税金がかかります	軽自動車廃車勧奨について	納税者	軽自動車税係
3月10日	軽自動車税の減免申請手続きは5月30日までに	軽自動車税の減免申請手続きについて	納税者	軽自動車税係

( 2 ) 納税課

掲載号	記事名	内 容	対 象	担当係
6月10日	納税通知書と納付書を送付しました	徴収取組、納税相談のお知らせ、Pay-easyでの納付、口座振替新規加入キャンペーン	納税者	納税計画係
8月25日	特別区民税・都民税の第2期納期限は8月31日(枠外記事)	第2期納期限の周知	納税者	納税計画係
10月25日	特別区民税・都民税の第3期納期限は10月31日(枠外記事)	第3期納期限の周知	納税者	納税計画係
11月10日	中学生の「税についての作文」入選作品の展示	区内中学生が書いた「税についての作文」展示の周知	全区民	納税計画係
11月25日	12月は「オール東京滞納STOP強化月間」です(枠外記事)	安定した税収と納税の公平性確保を目指して、東京都と市区町村が連携し、全都で徴収対策強化月間として取り組んでいることのPR	全区民	納税計画係
1月25日	納め忘れはありませんか? 特別区民税・都民税(住民税)	第4期納期限の周知、納税相談のお知らせ、滞納の取扱い、口座振替勧奨	納税者	納税計画係

## 8 平成30年度施行の税制の改正点

### (1) セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）の創設

適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行う個人が、平成29年1月1日から令和3年12月31日までの間に、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定成分を含んだOTC医薬品（スイッチOTC医薬品）の購入の対価を支払った場合、支払った合計額が1万2千円を超えるときは、その超える部分の金額（上限8万8千円）について、その年分の総所得金額から控除する新税制が創設された。

この特例を受ける場合は、現行の医療費控除の適用は受けられない。

### (2) 医療費控除・セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）の添付書類の見直し

平成30年度の個人住民税の申告（平成29年1月1日～12月31日までの収入申告）においては、現行の医療費の領収書又は医薬品購入費の領収書の添付又は提示に代えて、医療費の明細書又は医薬品購入費の明細書を個人住民税の申告書に添付しなくなることとなった。

この場合、区市町村は、法定納期限の翌日から5年間、当該適用に係る医療費の領収書又は医薬品購入費の領収書の提示又は提出を求めることができることとし、当該求めがあったときは、その適用を受ける者は、これらの領収書の提示又は提出をしなければならない。

経過措置として、平成30年度から令和2年度の個人住民税の申告については、現行の医療費の領収書又は医薬品購入費の領収書の添付又は提示による適用もできることとする。

### (3) 給与所得控除の上限設定

給与収入が1000万円を超える場合に上限（220万円）が設定された。

### (4) 土地の譲渡等に係る事業所得等に係る課税の特例について

適用停止期限が令和2年3月31日まで延長された。

## 9 課税課・納税課の組織と事務分掌（平成31年4月1日現在）

### [ 課 税 課 ]

課税課職員数 77人（常勤62人、非常勤15人）

区民部長

課税課長

庶務係 10人（常勤9人、債権管理・滞納整理専門員1人）（内線 1551～5）

- 1 区税（特別区民税、軽自動車税、特別区たばこ税、鉦産税、入湯税）の調査、統計及び税制に関すること。
- 2 特別区たばこ税、鉦産税及び入湯税の賦課徴収に関すること。
- 3 部の調整管理に関すること。
  - （1）部内の調整管理
  - （2）部内事業に係る他の部局との調整
- 4 部内他の課及び係に属しないこと。

業務改善推進担当係長（庶務係長兼務）

- 1 課税業務の改善に関すること。

課税第一係 13人（常勤11人、課税事務補佐員2人）（内線 1561～4）

- 1 特別区民税及び個人都民税の調査及び関係機関との連絡調整に関すること。
- 2 特別区民税及び個人都民税の賦課に関すること。
- 3 特別区民税、個人都民税及び軽自動車税の証明に関すること。
- 4 税務システム開発に関すること。
- 5 税務システム運用及び維持管理に関すること。

課税第二係 15人（常勤11人、課税事務補佐員4人）（内線 1565～9）

- 1 特別区民税及び個人都民税の調査及び関係機関との連絡調整に関すること。
- 2 特別区民税及び個人都民税の賦課に関すること。
- 3 特別区民税、個人都民税及び軽自動車税の証明に関すること。
- 4 税務システム開発に関すること。
- 5 税務システム運用及び維持管理に関すること。

課税第三係 13人(常勤12人、課税事務補佐員1人) (内線 1571~4)

- 1 特別区民税及び個人都民税の調査及び関係機関との連絡調整に関する事。
- 2 特別区民税及び個人都民税の賦課に関する事。
- 3 特別区民税、個人都民税及び軽自動車税の証明に関する事。
- 4 税務システム開発に関する事。
- 5 税務システム運用及び維持管理に関する事。

課税第四係 13人(常勤13人) (内線 1581~4)

- 1 特別区民税及び個人都民税の調査及び関係機関との連絡調整に関する事。
- 2 特別区民税及び個人都民税の賦課に関する事。
- 3 特別区民税、個人都民税及び軽自動車税の証明に関する事。
- 4 税務システム開発及び連絡調整に関する事。
- 5 税務システム運用及び維持管理に関する事。

税システム開発担当係長 1人(常勤1人) (内線 1589)

- 1 税務システム開発の統括に関する事。

軽自動車税係 10人(常勤4人、再任用1人、課税事務補佐員5人)  
(内線 1585~7)

- 1 軽自動車税の賦課に関する事。
- 2 自動車臨時運行許可に関する事。

[ 納 税 課 ] 納税課職員数 79人(常勤51人、非常勤28人)

納税課長

納税計画係 11人(常勤5人、徴収事務補佐員6人) (内線 1591~3)

- 1 特別区民税、個人都民税及び軽自動車税の徴収事務の計画、進行管理及び徴収実績の統計に関する事。
- 2 納税貯蓄組合及び納税奨励に関する事。
- 3 収納払込に関する事。
- 4 研修計画の策定及び実施に関する事。
- 5 課内他の係に属しない事。

【 資料編】

納税システム担当係長 2人(常勤2人) (内線 1605~6)

- 1 納税・収納システム総合調整に関すること。
- 2 納税・収納システム開発に関すること。

滞納整理第一係

14人(常勤10人、再任用1人、滞納整理専門員1人、特別整理専門員2人)

(内線 1608、1611~4、1627、1576)

- 1 特別区民税、個人都民税及び軽自動車税の滞納者(高額滞納者を除く)に対する徴収、納税相談、滞納処分及び不納欠損に関すること。
- 2 特別区民税等滞納整理専門員に関すること。
- 3 特別区民税等特別整理専門員に関すること。

滞納整理第二係

17人(常勤12人、再任用1人、滞納整理専門員3人、特別整理専門員1人)

(内線1615~9、1626、1628~9、1577)

- 1 特別区民税、個人都民税及び軽自動車税の滞納者(高額滞納者を除く。)に対する徴収、納税相談、滞納処分及び不納欠損に関すること。
- 2 特別区民税、個人都民税及び軽自動車税の徴収嘱託及び受託に関すること。
- 3 区外転出者(高額滞納者を除く。)の特別区民税、個人都民税及び軽自動車税の徴収、滞納処分及び不納欠損に関すること。
- 4 特別区民税等滞納整理専門員に関すること。
- 5 特別区民税等特別整理専門員に関すること。

特別整理第一係 11人(常勤8人、滞納整理専門員1人、特別整理専門員2人)

(内線 1595~9)

- 1 特別区民税、個人都民税の高額滞納者(軽自動車税の滞納がある場合にはその軽自動車税を含む。)に対する徴収、滞納処分、交付要求及び不納欠損に関すること。
- 2 前号の滞納者で軽自動車税を滞納しているものに対する徴収、滞納処分及び不納欠損に関すること。
- 3 特別区民税等滞納整理専門員に関すること。
- 4 特別区民税等特別整理専門員に関すること。

特別整理第二係 10人（常勤4人、滞納整理専門員1人、特別整理専門員5人）

（内線 1601～4）

- 1 特別徴収義務者の特別区民税、個人都民税及び軽自動車税の徴収、滞納処分及び不納欠損に関すること。
- 2 区外転出者の特別区民税、個人都民税の高額滞納者（軽自動車税の滞納がある場合にはその軽自動車税を含む。）に対する徴収、滞納処分及び不納欠損に関すること。
- 3 搜索、タイヤロック等が必要な処遇困難事例に対する滞納整理の推進に関すること。
- 4 公売業務（インターネット公売を含む）・不動産概算見積価格算定等、公売に関すること。
- 5 特別区民税等滞納整理専門員に関すること。
- 6 特別区民税等特別整理専門員に関すること。

収納管理係 9人（常勤8人、育休代替嘱託員1人）

（内線 1621～5）

- 1 特別区民税、個人都民税及び軽自動車税の収納状況の記録、還付、充当及び督促に関すること。
- 2 特別区民税（普通徴収）の口座振替に関すること。

納付促進担当係長 2人（常勤1人、再任用1人）

（内線 1575）

- 1 納付案内センターに関すること。
- 2 区が所有する債権の収納対策に係る相談及び支援に関すること。



## 足立区内税務機関

名 称	所 在 地	電話番号(代表)
区民部 課税課・納税課	中央本町1 - 17 - 1	3880 - 5111
足立税務署	千住旭町4 - 21	3870 - 8911
西新井税務署	栗原3 - 10 - 16	3840 - 1111
足立都税事務所	西新井栄町2 - 8 - 15	5888 - 6211

### あだちの特別区税

令和元年度版

～平成30年度「特別区民税」「軽自動車税」  
「特別区たばこ税」 実績概要～

令和元年9月発行

発 行 足 立 区

〒120-8510 東京都足立区中央本町1-17-1

電話 3880 - 5111 (代表)

ホームページ <http://www.city.adachi.tokyo.jp>

編 集 足立区 区民部 課税課・納税課

「美しいまち」は「安全なまち」



ビューティフル・ウィンドウズ運動展開中 足立区